

# 広報

笑顔あふれる  
豊かな実感のまち  
べっかい

B E T S U K A I

# 別海

2011(平成23年)

# 4

No.570

季節は春。別れと出会いの季節。  
卒業される皆さんは、たくさんの想  
い出をもって、新たなスタートを切り  
ます。たくさんの希望を思い描きな  
がら…

編集／別海町役場  
総務部総合政策課地域政策担当  
〒086-0205  
北海道野付郡別海町別海常盤町280番地  
電話 (0153) 75-2111 FAX 75-0371  
別海町ホームページ <http://betsukai.jp/>  
E-mail [sougouseisaku@betsukai.jp/](mailto:sougouseisaku@betsukai.jp/)



卒業おめでとう

別海中央小学校

新たなスタートを願って…



野付幼稚園





渡邊ハルエさん(別海)  
大正10年3月7日生



武川ハツヨさん(別海)  
大正10年2月19日生



魚田ミヨシさん(別海)  
大正10年2月18日生

## 長寿90歳 おめでとう

※承諾された方のみ掲載しています

町内在住で90歳を迎える方を祝う「別海町長寿賞」が、次の方々に贈られました。



川上 ケイさん(中西別)  
大正10年3月23日生



笠野 きみさん(別海)  
大正10年3月15日生



臼木ユキエさん(尾岱沼)  
大正10年3月14日生



佐藤 ミツさん(尾岱沼)  
大正10年3月9日生

## 第5回牛乳パッケージイメージ デザインコンクール入賞作品決定

2/15

牛乳の消費拡大の一環として町内の小学生を対象として第5回牛乳パッケージデザインコンクール(主催:町消費者協会)が行われました。町内から333点の応募作品があり、町消費者大会参加者による投票の結果、6点の入賞作品が選ばれました。入賞者は次のとおりです。



1年生/廣保 いいな(上西春別小)



2年生/大門 さゆり(西春別小)



3年生/内田 夏実(上春別小)



4年生/宮川 杏菜(西春別小)



5年生/日吉 亜美(野付小)



6年生/中島 由梨香(別海小)

## ピッカピカの1年生 安心安全「愛の鈴」寄贈

3/16

毎年、町内新入学児童が安全に学校に通えるよう町商工会女性部(鈴木麗子女性部長)から、手作りによる「愛の鈴」が寄贈されました。

今年度は、町内の新入学児童は184名が入学します。この活動は、昭和53年から続けられており、33回目になります。これで、安心して、安全に通学できますね。



## 「西別湿原ヤチカンバ群落地」が 道の天然記念物に指定

3/15

昨年2月に住民からヤチカンバ自生地への寄贈があり、町の恒久的な保護を目的に道文化財(天然記念物)指定の申請していましたが、3月15日「西別湿原ヤチカンバ群落地」が指定されました。ヤチカンバは、氷河期から生き残った低木性のカンバであり、国内での確認は本町と更別村だけの極めて貴重な植物です。

今後は専門研究者のアドバイスを受け、定期的なモニタリングも行いながら、貴重なヤチカンバを守っていくための適切な措置を取っていくことにしています。



## 西春別駅前自主防災会による 防災訓練が実施されました

2/27

西公民館において、西春別駅前自主防災会・西春別駅前連合町内会共催による防災訓練が実施されました。

当日は、釧路地方気象台から地震津波防災官、荒井氏を講師としてお招きし、地震等に関する講話をいただいた後、日本赤十字社別海分区の指導で炊き出しを体験し試食しました。

また、別海消防署西春別支署の指導で、AED講習会も開催され、大変有意義な時間となりました。



## 酪農発展に功績

### 宇都宮賞・道産業貢献賞(農業関係功労賞)

2/9・3/1

前中春別農協組合長竹田國男さんが第43回宇都宮賞に選ばれ、前根室地区農業共済組合長藤原憲二さんと前計根別農協組合長額成喜さんとともに道産業貢献賞にも選ばれ、ダブル受賞されました。

三氏とも、酪農発展のため乳牛の改良、機械化、ヘルパー組合設立、新規就農の受入などに尽力されての受賞となりました。



## 北海道社会貢献賞を受賞

2/7

永年にわたり、交通安全の指導者として指導育成に尽力された功績に対して表彰される「北海道社会貢献賞(交通安全功労者)」を佐藤武士氏(町交通安全指導員)が受賞されました。佐藤氏は平成元年から交通安全指導員として奉職され、現在は上春別班の副班長として町の行事はもとより、地域の交通安全街頭啓発活動や年間を通じた各期ごとの交通安全運動への活動などが認められました。



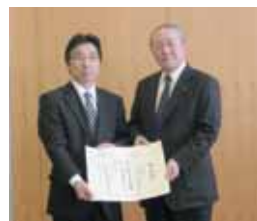
## 北海道指導農業士の認定を受ける

3/7

北海道指導農業士の認定を受けられた浦山宏一さん(上春別)が町長へ挨拶に訪れました。

浦山さんは酪農後継者を育てる会理事として酪農実習生を受け入れながら、小中学校PTA副会長として地域の学校行事においても協力していることなどが今回高く評価されたものであります。

別海町で14人目となる北海道指導農業士となった浦山さんの幅広いご活躍が期待されております。



## 「大津波警報発令」東北地方太平洋沖地震

### ～被災地救援募金のお願いと募金箱設置について～

3/11-12

平成23年3月11日午後2時46分ごろ宮城県沖を震源とするM9.0(マグニチュード)の国内観測史上最大となる地震と大津波が発生しました。東北地方を中心に甚大な被害を受け家屋等の崩壊をはじめ、多くの尊い人命が失われる大災害となりました。

亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

本町では、家屋・漁業被害等はなかったものの大津波警報による避難指示の発令で、延べ700人を超える方々が2日間に渡る避難生活を強いられました。

現在、町では日本赤十字社別海町分区や別海町共同募金委員会と協力しながら、被災地救援募金箱を各公共施設に設置しておりますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

なお、被災された方々への支援・相談に関するお問合せについては、下記までご連絡ください。

問合せ／総務部総務課(防災交通担当:佐藤、麻郷地、岩口、松本) 代表0153-75-2111(内線2116・2117)

### 救済募金箱 設置場所

別海町役場・西春別支所・尾岱沼支所・上春別連絡事務所・上風連連絡事務所・中央公民館・西公民館・東公民館・町民体育館・西春別体育館・町立別海病院・西春別駅前診療所・尾岱沼診療所・老人保健施設すこやか・特別養護老人ホーム清翠園・町民保健センター

\*設置期間は、現在のところ「当分の間」とし、「日本赤十字社」や「共同募金会」等と協力しながら実施しています。

## 高校生による東北地方太平洋沖地震 被災地救援募金の実施

3/19-20

3月11日に起きた大震災で被災された地域の皆様に向け、別海高校生が町内大型スーパーで救済募金活動を行いました。別海高校に関わり合いのある方や地域で被災された方々の心痛を察し、また、別海高校生にできることを「自分たちの手で」という思いから生徒が主体となり、実施されました。来店された方々から「みんなも頑張って」などと声を掛けてもらいながら行っていました。





# 火災多発時季到来

## 4月20日から30日まで

# 春の火災予防運動を実施します!!

雪解けが進み、空気が乾燥して火災が発生しやすくなる季節が近づいてきました。これからの時季は、特にゴミ焼きからの火災が多いこと、また、当町において、ロールベラーなどの農業用機械からの火災が毎年発生していますので、次のことを守りましょう。

### ①ゴミ焼き（野焼き）の禁止。

- ・重大な犯罪となり毎年、当町内においても、数件検挙されております。
- ・違反者は、5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金となります。

### ②タバコの投げ捨て禁止。

### ③農業用機械の点検、整備。（日頃の点検・整備・清掃が重要です。）

- ・ロールベラーのベアリング破損・テッドギア破損
- ・トラクタープロペラシャフトへの牧草巻付き・バッテリー端子の緩み
- ・エンジンルームの清掃（ラジエター、バッテリー等）



## 住宅の防火点検を実施します!

火災予防の一環として、運動期間中に消防団員が一般住宅（農家地区）の防火点検を実施します。これは、住宅の煙突やホームタンクなどが安全に設置されているか点検するものです。皆さんのご協力をお願いします。不審に思われた場合、消防団員は団員証を携行していますので、団員証の提示を求めるか消防署まで問い合わせください。



## 林野火災予防について

例年5月1日から5月31日の間、林野火災予防月間となっており、森林内及び農地ににおける火災予防啓発を実施しています。次のことに注意し、火災を未然に防ぎましょう。

### ①ゴミ焼き（野焼き）の禁止。

### ②山菜取り等入山した際のタバコの投げ捨て禁止（指定された場所で喫煙し吸殻は完全消火すること。）

### ③火遊びの禁止。



## 住宅用火災警報器の設置義務化!

先月号の広報「べつかい」やチラシなどで皆さんにお知らせしていますが、消防法の改正により一般住宅等に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

住宅用火災警報器は、火災による熱や煙を感知して音声や警報音で知らせてくれるため、火災の早期発見に大変有効です。火災による尊い命や貴重な財産を守るため早めに住宅用火災警報器を設置しましょう。



**設置期限～平成23年5月31日まで**

【別海消防署 予防課 TEL75-2200】



# 防火対象物関係者の皆様へ 消火器の技術上の 規格省令が改正されました



昨年9月に大阪市で発生した老朽化消火器の破裂事故等を踏まえ、消火器に【安全上の注意事項等】についての表示、点検基準（粉末消火器の内部点検の開始時期の変更、【耐圧性能点検】の導入等）の改正を行うものです。

## ◆消火器のラベル表示が変更になりました。（平成23年1月1日施行）

旧ラベル



新ラベル



〔普通火災用〕



〔油火災用〕



〔電気火災用〕

※旧型式(旧ラベル)の消火器については、**平成33年12月31日**まで使用可能です。

## ◆点検基準の改正（平成23年4月1日施行）

- ①蓄圧式粉末消火器（粉末消火器に圧力計が付属しているもの）については、内部点検（内部及び機能点検）の開始時期が「製造から3年経過後」から「**製造から5年経過後**」へ変更になりました。（下表の上段参照）
- ②消火器（二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。）のうち製造年から10年を経過したもの又は消火器の外観点検時に本体容器に腐食が認められたものについては、**耐圧性能点検**が新たに義務付けられました。

※すでに設置されている消火器が製造年から10年を経過したもの（外形の点検において本体容器に腐食等が認められたものは除く。）については、**平成26年3月31日**までに耐圧性能点検を実施してください。また、特例として**抜き取り方式**による点検が可能です。

## ●消火器の点検サイクル（粉末消火器）

| 蓄圧式  | 1年目   | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 | 6年目        | 7年目        | 8年目        | 9年目        | 10年目       | 11年目            | 12年目            | 13年目            | 14年目            |
|------|-------|-----|-----|-----|-----|------------|------------|------------|------------|------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 外観点検 | 全数    | 全数  | 全数  | 全数  | 全数  | 全数         | 全数         | 全数         | 全数         | 全数         | 全数              | 全数              | 全数              | 全数              |
| 内部点検 | 不要 ※1 |     |     |     |     | 10%<br>10% | 10%<br>10% | 10%<br>10% | 10%<br>10% | 10%<br>10% | 20%<br>20%<br>終 | 20%<br>20%<br>終 | 20%<br>20%<br>終 | 20%<br>20%<br>終 |
| 耐圧点検 | 不要 ※2 |     |     |     |     |            |            |            |            |            | 全数              | 不要 ※2           |                 | 全数              |

| 加圧式  | 1年目   | 2年目 | 3年目 | 4年目        | 5年目        | 6年目        | 7年目        | 8年目        | 9年目        | 10年目       | 11年目            | 12年目            | 13年目            | 14年目            |
|------|-------|-----|-----|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 外観点検 | 全数    | 全数  | 全数  | 全数         | 全数         | 全数         | 全数         | 全数         | 全数         | 全数         | 全数              | 全数              | 全数              | 全数              |
| 内部点検 | 不要 ※1 |     |     | 10%<br>10% | 10%<br>10% | 10%<br>10% | 10%<br>10% | 10%<br>10% | 20%<br>20% | 20%<br>20% | 20%<br>20%<br>終 | 20%<br>20%<br>終 | 20%<br>20%<br>終 | 20%<br>20%<br>終 |
| 耐圧点検 | 不要 ※2 |     |     |            |            |            |            |            |            |            | 全数              | 不要 ※2           |                 | 全数              |

※1 外観点検で安全栓、安全栓の封または緊結部等に異常が認められたものは点検が必要です。

※2 外観点検で本体容器に腐食等が認められたものは点検が必要です。

※点検要領についてご不明な点があれば、消防署までご連絡ください。

◆本省令改正について消防用設備等点検業者等へ指導しておりますが、**不適切な点検や過度な点検料**を請求された場合は、消防署までご相談ください。

【別海消防署 予防課 予防指導係 TEL0153-75-2200】

## 平成23年度 別海町住宅用太陽光発電システム補助事業

別海町では、循環型社会の形成及び低炭素社会づくりを推進するため、住宅に太陽光発電システムを設置される方に対して補助制度を設けています。

## 1. 補助対象要件

次の要件を満たす方が対象となります。

- (1)町民及び町民となる予定の方で、町内に住宅用太陽光発電システムを新たに設置する方もしくは自ら居住するため、住宅用太陽光発電システム付の住宅(新築のものに限る)を購入する方。

但し、補助金交付決定通知前の着工・完成は補助対象になりませんのでご注意ください。

- (2)本人及び同居の家族が町税等を滞納していない方。  
(3)システム設置後3年間、その利用状況等を報告していただける方。  
(4)施工に当り別海町内の事業者が必要に応じた形で携わること。

## 2. 補助金の額

- (1)町が交付する補助金の額は、1kwあたり3.5万円を乗じて得た額です。(kw小数点以下第2桁未満は切り捨て)  
但し、最大出力の合計値は10kw未満とし補助金の額の上限は35万円です。  
(2)交付件数は予算の範囲内において先着順です。

## 3. 申し込み方法

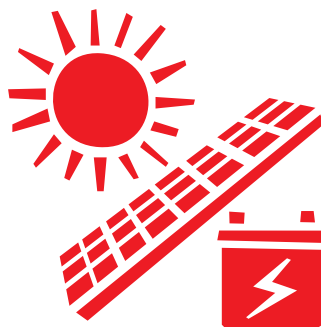
- (1)申込みは平成23年4月1日(金)から受け付けます。  
※申請は随時受け付け、先着順に交付決定いたします。申請期間内であっても予算枠に達し次第、受付を終了します。  
(2)申込み時には、要綱に基づき次の書類を提出してください。  
①別記様式1-1号「補助金交付申請書」※申請書下段記載の書類添付してください。  
②市町村が発行する完納証明書。  
(3)住宅用太陽光発電システムの設置が完了した際は設置完了後、速やかに関係書類を添付し、設置報告書(別記様式第6号)を提出してください。  
(4)補助金は、(3)の報告書の内容を審査し、住宅用太陽光発電システムの設置確認後に金額を確定し交付します。  
・システム設置の確認については、ご自宅を訪問させていただきます。  
・補助金は口座振替となります。補助金交付請求書を提出してください。  
・システム設置後、3年間ほど運転状況の確認を致しますのでよろしくお願い致します。

## 4. その他

この手引きは、別海町住宅用太陽光発電システム補助金交付要綱を基に作成しています。交付条件等、補助事業の詳細は同要綱で必ず確認してください。尚、要綱・交付申請書・設置報告書・運転状況報告書等は別海町ホームページ(<http://www.betsukai.jp>)の「行政部門からさがす」「産業振興部 環境特別推進室」をご覧ください。

詳細につきまして不明な点がございましたら、問い合わせ先までご連絡ください。

問合せ／環境特別推進室 TEL 75-2111(内線1420・1421) FAX 75-2497 メール [kankyou@betsukai.jp](mailto:kankyou@betsukai.jp)



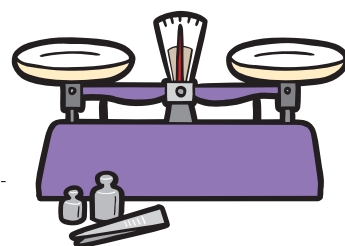
## 「はかり」の定期検査のお知らせ

商店・工場・学校・病院などで、取引または証明上の計量に使用している「はかり」・「分銅」・「おもり」は、計量法に基づき、2年に1回、知事が行なう「定期検査」を受検し、合格したものでなければ使用できません。(代検査計量士の検査を受検した計量器は定期検査を免除されます。)

平成23年度は、別海町の定期検査の年です。

検査日程は次のとおりですので、お知らせします。

|         |          |             |                  |
|---------|----------|-------------|------------------|
| 検査日時・場所 | 5月24日(火) | 13:30~16:30 | 西春別ふれあいセンター      |
|         | 5月25日(水) | 10:00~16:00 | 野付漁業協同組合荷捌所      |
|         | 5月26日(木) | 9:30~14:00  | 別海町役場103・104号会議室 |
|         | //       | 15:00~16:00 | 中春別農業協同組合        |
|         | 5月27日(金) | 9:30~10:30  | 別海漁業協同組合荷捌所      |



問合せ／町役場産業振興部商工観光課 商工労働担当(内線1624)  
FAX0153-75-2497 E-mail [syokou@betsukai.jp](mailto:syokou@betsukai.jp)



新入学(園)期の  
安全旬間

4月6日(水)～4月15日(金)

交通ルールに不慣れな、新入学児童・新入園児を交通事故から守りましょう。



車上ねらい被害の防止！

車上ねらい被害防止の一番のポイントは、車の中に物を置かないことです。車から離れる時は、手荷物もすべて持ち出しましょう。

さらに、確実にドアロックをすること、窓が完全に閉まっていることを確認しましょう。「貴重品は入っていない」「すぐ戻るから」と座席の上に荷物を置いたままにすることはたいへん危険です。

車上ねらい被害の多くは、車外から見えるところに荷物を置いていて、窓ガラスを割られる等して被害に遭っています。

お子さんの使用する  
携帯電話には、  
フィルタリングを！

進学・進級のこの時期、お子さんに新規で携帯電話を持たせたり、機種変更をする機会が増えます。そこで、子どもを有害情報や犯罪被害、トラブルから守るために、フィルタリングの設定と家庭のルールづくりを徹底しましょう。



耐震改修促進法に係る町内施設の耐震化の状況について

表4-1【耐震改修促進法第6条第1号に規定する特定建築物※1の耐震化の現状】

本町では、耐震改修促進法第5条7項の規定により平成20年4月に「別海町耐震改修促進化計画」を策定し、町内の建築物にかかわる耐震化に努めております。

つきましては、町内にあります耐震改修促進法第6条第1項に規定する特定建築物にかかわる耐震化の状況についてお知らせいたします。

| 施設名称          | 構造 | 階 | 延床面積(m <sup>2</sup> ) | 竣工年 | 耐震診断 |     | 耐震改修 |     | 耐震化の方針     |
|---------------|----|---|-----------------------|-----|------|-----|------|-----|------------|
|               |    |   |                       |     | 状況   | 診断年 | 状況   | 改修年 |            |
| 1 町立別海病院      | RC | 4 | 3,229.04              | S46 | —    | —   | —    | —   | 改築予定(H21～) |
| 2 町民体育館       | RC | 2 | 2,966.08              | S54 | 済    | H20 | 予定   | H23 |            |
| 3 野付小学校       | RC | 2 | 3,418.85              | S56 | 済    | H19 | 済    | H20 |            |
| 4 上風連小学校      | RC | 2 | 1,212.40              | S46 | 済    | H21 | 予定   | H23 |            |
| 5 別海中央小学校(校舎) | RC | 2 | 4,104.52              | S53 | 済    | H9  | —    | —   | 耐震性有り      |
| 別海中央小学校(屋体)   | S  | 2 | 1,032.81              | S53 | 済    | H9  | 済    | H20 |            |
| 6 中春別小学校      | RC | 2 | 1,222.00              | S54 | 済    | H21 | —    | —   | 耐震性有り      |
| 7 中春別中学校      | S  | 2 | 1,540.59              | S43 | 済    | H20 | —    | —   | 改築予定(H24～) |
| 8 上西春別中学校     | RC | 2 | 1,673.53              | S47 | —    | —   | —    | —   | 改築予定(未定)   |
| 9 上春別中学校      | RC | 2 | 1,270.40              | S46 | 済    | H21 | 予定   | H23 |            |

本町に全国瞬時警報システム(J-ALERT)が設置されました。現在の防災無線の放送内容に加え、4月1日から地域圏内に発令される緊急地震速報や国民保護(武力攻撃等)の情報が自動で放送されるようになります。また、このシステムを活用した緊急地震速報の訓練を5月に実施する予定です。

問合せ／防災交通担当(内線2116・2117)

平成23年7月24日でアナログ放送終了！地上デジタル化に関するあれこれ…

地上デジタル化のお知らせ

地デジが済んでいない方はお急ぎを！

地デジ対応のテレビチューナーが必要です。

地デジが済んでいない方で  
住民税非課税世帯の方は、助成措置があります。

役場総務課(75-2111 内線2111)へお問合せください。

地デジ化したのに、映りの  
調子が悪い方は急いでデジサポへ！

デジサポ道東(0154-99-0101)へ電話し、状況をお伝えください。

悪徳商法に注意！！

地デジ放送への移行にあわせて、工事や関係機関の社員を装った訪問販売・電話勧誘・架空請求など悪質商法による被害が起きています。

行政機関、放送事業者が、地デジの移行や対応工事を理由に現金を要求することは絶対にありません。不審に感じたら、すぐに問い合せましょう。

問合せ

道総合通信局 011-709-2311

総務省地デジコールセンター 0570-07-0101

デジサポ道東 0154-99-0101

使い終えたアナログテレビなどの  
家電リサイクル

使い終えたアナログテレビ等家電リサイクル法対象製品は、買い換えた販売店が引き取り、メーカーリサイクルします。(対象：テレビ、エアコン、乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機)

廃家電の  
排出方法

購入先に回収依頼をし、回収の際に運搬料とリサイクル料金を支払い、リサイクル券(控え)を受け取ります。買換え以外の場合は、役場町民課(75-2111内線1211)にご連絡ください。

※リサイクル料を郵便局で支払い、自分で廃家電を運搬することも可能です。

©廃家電の指定引取場所(道内一覧) 道庁循環型社会推進課のホームページに掲載されています。

URL: [http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top\\_page/kaden-risaikuru-top.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top_page/kaden-risaikuru-top.htm)



平成23年4月1日

# 『別海町自治基本条例』が 施行されました!!

平成22年8月から役場職員プロジェクトチームにおいて条文の検討が始められ、町民により構成されたみんなでつくる自治基本条例検討委員会、議会、庁内検討委員会、地域説明会・パブリックコメントなどによって幾多の検討を重ね、たくさんの思いが込められた『別海町自治基本条例』は、平成23年3月の定例議会において審議、可決され、4月1日から施行されました！

今後、この条例を共有・活用し、町民、議会、行政や様々な主体がこれまで以上に連携協力し、『別海町自治基本条例』を基にして「情報共有・協働のまちづくり」を進め、より良い別海町を築き上げていくことになります。

この条例を生かしていくため、条例解説付パンフレットの作成や出前講座などでみなさんへの周知をはかり、多くの町民のみなさんに『別海町自治基本条例』を活用してもらえるような普及活動を行っていきます。

また、『別海町自治基本条例』に関するパブリックコメントに寄せられたご意見に対する別海町としての考え方がまとまりましたのでお知らせします。なお、寄せられたご意見は要約して掲載しております。

※寄せられたご意見は**赤色**、町としての考え方は**黒色**で記載しています。

## パブリックコメントでのご意見と町としての考え方

### ～前文に関すること～

- ・観光案内文に思える。町の紹介を1／2以下にして条例制定の理念・宣言を増やしてもよいのでは。

観光パンフレットのようにならないよう文章表現を整理し、前文全体を改めて検討致しました。条例制定の理念・宣言については、地理的特徴や成り立ち、これまでの発展の経緯を確認した後、条例制定の理念・宣言（今後、どのような町を目指すか）の順番で前文を構成することと致しました。なお、条例制定の理念は「基本理念」として、前文とは別の章の第1章総則の第4条（基本理念）で詳しく謳っています。

前文の構成として、

前段は、地理的特徴や成り立ち。

中段は、産業（酪農・漁業）、自然。

後段は、環境、そして、今後どのような町を目指すのか。を記述しました。



- ・全体として淡々としており、胸に迫ってくるものがない。

文章表現を整理し、前文全体を改めて検討しました。

- ・前文を読んだ人を呼び寄せることのできる前文にしては。

前文の本来の意味としては、法令等制定の趣旨や基本原則などを記すもので、前文で「読んで人を呼び寄せる」ための表現は非常に難しいものですが、検討のうえ、出来る限り盛り込むよう記述しました。

- ・町の魅力をもっとアピールしてほしい。「幻のまちキラク」を取り上げると効果的では？

前文では可能な限り町の特徴や産業・自然・環境・今後の目標等についてアピールできるよう記述しましたが、長文になっても理解しづらくなることもあり、取り上げませんでした。

- ・別海町には先住民族のアイヌの人たちはいなかったのか。

アイヌの人たちについては、前文全体を改めて検討し、以下の条文を加えることと致しました。

【悠久のむかしから、アイヌの人たちや先人達の労苦によりその歴史を刻んできました。】

- ・別海町民憲章は内容が見えるものにする必要があると考える。

条文で「別海町民憲章」という文言が出て来るのは、前文と第1章総則の第4条（基本理念）ですが、「内容が見えるものにする必要がある」という意見があるように、解説に詳しく町民憲章とはこのような内容であると記載しました。

- ・「公正で民主的なまちづくり」という文言があると自主的なまちづくり参加を求めやすくなるのでは。

前文に「町民がいきいきと暮らし活動できるまちの実現に向けて、それぞれの役割及び責任を明確にし、」という文言を入れて表現し、詳しい内容は、第2章情報共有の第12条（町民参加の基本）「町民は、まちづくりの主体として、自主的及び自発的にまちづくりに参加することを基本とします。」という条文で表現することとしました。

- ・作家などに検討してもらおうなど、解りやすくかつ情熱的に謳い上げてほしい。

検討委員会の皆さんで内容を再検討し、作成しました。



## ～条文に関すること～

- ・解説では意見の扱い方、参加の方法についての具体的な手続き等の流れがわかるようにすべき。

「意見の扱い方」がどのように取り扱われるのか？といったことなどが、例えば「町民（町内会など）から要望・要請があった場合」どういう流れでその要望・要請が“まちづくり”に生かされて行くのかなどの流れと考えますので、これを図解化（フロー図など）し、わかりやすくする事で、より理解されるように条例が施行された後、パンフレットを作成したいと思います。

- ・町民参加の方法として現在ある[町長と話しませんか]等について、周知を増やすべき。

行政からのPRはホームページか広報別海を利用した方法が主となっておりますが、色々な団体の方々が集まる機会に、PRをお願いしていくことも方法のひとつであると考えています。

- ・ボランティア活動に町民が日常的に進んで出来るよう条例に加えてほしい。

第5章地域コミュニティの第23条（地域コミュニティにおける町民の役割）の中で「町民は、協働によるまちづくりを進めるため、地域コミュニティが果たす役割を認識し、その活動に自主的に参加協力するよう努めます。」という条文で表現することとしました。

- ・町の職員も職場でボランティア休暇の制度を活用するようこの条例をきっかけに考えてほしい。

職員が社会に貢献する活動を行う場合、年に5日の範囲内で認めており、今後も積極的な活用を働きかけていきます。

- ・町民に分かりやすいよう大切な部分には説明文を付けても良いのでは。

パンフレットをつくる際は、町民にわかりやすいように配慮したものを作成したいと考えています。

- ・わかりやすいユニークな文の条例でも良いと思う。

前述と同様に、パンフレットをつくる際は、町民にわかりやすいように配慮したものを作成したいと考えています。



## ～その他～

- ・住民から出された意見については、公平・公正に考慮し、必要と判断された内容は取り入れてほしい。

「パブリックコメント・地域説明会」で寄せられた貴重な意見については、「みんなでつくる検討委員会・庁内検討委員会」で検討し、必要と判断した内容について、出来るかぎり取り入れながら条例（案）を作成しました。

- ・条例ができて私たちの生活は変わらないと地域説明会で説明されたが、変える努力が必要。

わたしたち（町民、議会及び行政）は、それぞれの役割と責任を持って協働し、地域社会における課題解決の仕組みづくりに向けた住民参加の協働のまちづくりをするために、意識を大きく変えていかなければならないと考えています。

- ・学校教育の中で条例を副読本など何らかの実践をもって、子どもたちに教えてほしい。紙芝居等文化的に創造できれば良いと思う。

とてもユニークな発想であると思いますので、今後、十分検討することと致します。なお、住民参加の協働のまちづくりを進めるためにも、子どもからお年寄りまで全町民の皆様方にこの条例を理解していただけるよう、このような提案も参考にしながら浸透を図っていきたいと思います。

自治基本条例の全文は、役場ホームページ及び下記の場所で入手することができます。

役場・支所・公民館：土日、祝日を除く 午前8時45分～午後5時30分

- ・本庁舎1階総合案内(0153-75-2111) ・本庁舎2階総合政策課(0153-75-2111内線2211・2212)
- ・西春別支所窓口(0153-77-2131) ・尾岱沼支所窓口(0153-86-2166) ・中央公民館窓口(0153-75-2146)
- ・西公民館窓口(0153-77-2250) ・東公民館窓口(0153-86-2141)

連絡事務所：土日、祝日を除く 午前9時00分～午後3時00分

- ・上春別連絡事務所窓口(0153-75-6011) ・上風連絡事務所窓口(0153-75-7326)

『別海町自治基本条例』について、広報5月号の特集で詳しくお伝えします！

『別海町自治基本条例』に関する問合せ

総合政策課 企画振興担当  
TEL75-2111(内線2211・2212) FAX75-0371  
MAIL [sougouseisaku@betsukai.jp](mailto:sougouseisaku@betsukai.jp) 役場HP <http://betsukai.jp>

## 税関係の各種証明書の申請について ～代理人の場合は「委任状」が必要となります。～

新年度となり、税に関係する各種証明書が必要となることが多くなると思われますが、各種証明書の交付申請にあたっては、本人申請が原則ですので「本人確認」が必要となります。(運転免許証、保険証などをご持参ください。)

また、代理人が申請する場合は、必ず「委任状」が必要ですので、委任状と代理人の本人確認ができるものをご持参ください。

本人確認及び委任の事実が確認できない場合は、証明書を交付できないこともありますので、ご注意ください。

なお、平成23年度(平成22年所得)の所得・課税証明の交付は、6月中旬以降となります。

様式は、任意ですが役場税務課、各支所及び役場ホームページにもあります。

### ＜委任状の記載例＞

私は、代理人 別海花子(昭和 年 月 日生)に△△△証明書(所得証明書など)の交付申請・受領についての権限を委任します。

平成 年 月 日

委 任 者  
住 所 野付郡別海町〇〇 番地  
氏 名 別 海 太 郎 印  
生年月日 年 月 日生

## 平成23年4月から 「障害年金加算改善法」が施行されます。

これまでは障害年金を受ける権利が発生したときに、受給権者によって生計を維持している配偶者やお子様がいる場合で、障害等級が1級または2級に該当する方に加算を行っておりましたが、平成23年4月施行の「国民年金法等の一部を改正する法律」により、障害年金を受ける権利が発生した後に、生計を維持することになった配偶者やお子様がいる場合にも届出によって加算を行うことになります。

### 平成23年3月までは

- 受給権発生時に既に生計を維持する配偶者やお子様を有している場合には、受給権発生時(※)から加算の対象となります。※受給権発生時における生計維持関係を確認していました。

### 平成23年4月からは加算の範囲が拡大されます！

- 平成23年4月1日より前において、受給権発生後に生計を維持する配偶者やお子様を有している場合には、法施行時(※)から加算の対象となります。  
※平成23年3月31日における生計維持関係を確認することになります。
- 平成23年4月1日以降において、受給権発生後に生計を維持する配偶者やお子様を有することとなった場合は、その事実が発生した時点(※)から加算の対象となります。  
※婚姻、出生等の事実が発生した日における生計維持関係を確認することになります。

### 障害基礎年金の子加算の運用の見直しと児童扶養手当との関係について

このたびの法律改正により、障害基礎年金の子加算の範囲が拡大されることで、併せて障害基礎年金の子加算の運用についても見直しが行われます。

児童扶養手当は、お子様が障害基礎年金の子加算の対象である場合は支給されませんが、平成23年4月以降は、児童扶養手当額が障害基礎年金の子加算額を上回る場合においては、年金受給権者とお子様の間に生計維持関係がないものとして取扱い、子加算の対象としないことにより児童扶養手当を受給することが可能となります。

詳しくは下記の照会先までお問い合わせください。

- 児童扶養手当と障害年金の子加算の間で受給変更ができる場合とは  
両親の一方が児童扶養手当法施行令で定める障害(国民年金または厚生年金保険法1級相当)の状態にあることで、配偶者に支給される児童扶養手当と障害年金の子加算で受給変更が可能となります。
- 児童扶養手当と障害年金の子加算の間で受給変更ができない場合とは  
母子世帯や父子世帯の方は、児童扶養手当と障害年金の子加算で受給変更ができません。

#### ◆照会先 【障害年金加算改善法について】

・釧路年金事務所(Tel.0154-61-6000)又は町民課戸籍年金担当(内線1222～1226)  
(年金の手続きについては、平成23年4月1日以降に手続きいただきますようお願いいたします。)

#### 【児童扶養手当額や児童扶養手当制度について】

・福祉課児童福祉担当(内線1313・1314)



# 福祉入浴券

4月1日平成23年度分の交付がスタート

4月1日(金)から平成23年度分の福祉入浴券の交付が始まります。別海町に住所を有し、在宅している方が対象となります。

年間の交付枚数は6枚(ただし、10月以降に申請された方は3枚となります。)

対象者

- ① 満65歳以上の方
  - ② 身体障害者手帳1～3級の所持者
  - ③ 療育手帳所持者
  - ④ 精神障害者保健福祉手帳所持者
- ※福祉施設等へ入所されている方は対象外となります。

## 利用できる施設

(株)郊楽苑(別海)・シーサイドホテル(尾岱沼)・野付温泉浜の湯(尾岱沼)・しまふくろう(西春別)・ペンションクローバーハウス(西春別駅前)



## 高齢者通院費助成 町民で釧路市内までの通院助成です

釧路市内の医療機関へバスで通院している別海町に住所を有する満70歳以上の高齢者に対し、病院までの交通費(バス代)を一部助成しています。

対象者: 下記の①～③すべてに該当する方

- ① 別海町敬老優待無料バス乗車券の交付に該当する方
- ② 釧路市内の

循環器内科、放射線科、麻酔科、整形外科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、口腔外科、皮膚科  
で治療を受ける方



- ③ 6ヶ月以上継続して治療が必要と医師が認めた方

## 福祉牛乳 別海町に居住している方が対象です

### ① 満70歳以上の方

平成23年度から高齢者の対象年齢を年度ごと引き上げるよう広報等でお伝えしておりましたが、周知期間も短いことから平成23年度からの実施は一年間凍結し、平成23年度において65歳になる方も受給できるようにいたしました。

昭和21年4月1日～昭和22年3月31日に生まれた方は満65歳になる月初めから受給することができます。

なお、障がい者にかかる拡大支給分については実施いたします。

希望される方は役場福祉課又は各支所、連絡事務所で申請していただきますようお願いいたします。

現在支給対象となっている方は今までどおり受給できます。

### ② 妊産婦

ア 妊婦: 妊娠6ヶ月に入った月初めから出産した日まで  
イ 産婦: 出産した日の翌日から1年間

### ③ 幼 児

満1歳になった日から義務教育開始前の3月末まで  
※幼稚園・保育園へ通園している園児については対象外

### ④ 身体障害者(児)

3級以上の手帳所持者

### ⑤ 療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者

### ⑥ 生活保護受給世帯

生活保護廃止となった月の末日まで

### ⑦ ひとり親世帯

母親及び父親と義務教育終了前の児童

## 心身障害者一般巡回相談 相談日程が決まりました

平成23年度の日程が決定しましたので、補装具の支給及び療育手帳の判定を希望される方は、開催日の概ね2ヶ月前までにご連絡ください。

なお、18歳未満の相談・判定については、釧路児童相談所別海町巡回相談が別日程で行われますので、希望される方は、お問い合わせください。

問合せ・申込み/社会・障がい福祉担当(内線1310・1312)

期 日

平成23年10月4日(火)  
～10月5日(水) (開催地・会場)  
中標津町・中標津総合文化会館



## ◇し尿のくみ取りのお知らせ◇

平成23年度のし尿と家庭廃水のくみ取りが始まります。くみ取りが必要な方はくみ取り月の前月20日までに町民課、各支所・連絡事務所または渡邊清掃株式会社まで、お申し込みください。

申込方法は「し尿と家庭廃水のくみ取り予定表」を参考にしてください。(役場町民課、各支所・連絡事務所で配付しています。)

5月のくみ取り地区は別海、本別海、走古丹、中春別、豊原、美原、尾岱沼、床丹となります。

まだ申込みをされていない方は**4月20日まで**にお申し込みください。また、証紙がないとくみ取りできませんので、事前に必ず別海町収入証紙(し尿処理専用)を用意しておいてください。

問合せ/町民生活担当(内線1212・1213)



町民課から

平成  
23年度別海町花のまちづくり事業の参加者を募集しています  
少年会館の花壇をお花で彩ってみませんか？

町では、第6次別海町総合計画の中で「自然と共生するまち」を目指し、快適な環境づくりに向け、昨年度から花のあるまちづくりの推進を目的に事業を進め、多くの町民が参加されました。前年につづき、平成23年度別海町花のまちづくり事業第1弾目として、花壇やガーデニングと言った「花」に触れる機会を設けて、花壇の苗植えから管理・後片付けまでの一連の流れを学ぶ講習会を企画いたしましたので、多くの町民の参加を募集します。

**日 程** 平成23年6月11日(土) 10:30～16:30  
※雨天の場合は翌日に延期します。

**会 場** 別海町少年会館

**プログラム**

|      |             |     |                    |
|------|-------------|-----|--------------------|
| 受 付  | 10:00～10:30 | 休 憩 | 12:00～13:00        |
| 概要説明 | 10:30～11:00 | 実 演 | 13:00～16:30「花壇苗植え」 |
| 講師説明 | 11:00～12:00 | 閉 会 | 16:30              |

**定 員** 会場や材料等の都合上、定員(60名)とします。  
定員を超える申込があった場合は抽選を行い、参加者を決めますので了承願います。

**参加料** (昼食代)500円

**その他** 花壇に植える苗は用意いたしますが、手袋、シャベルは各自持参ください。  
7月末～8月に参加者による花壇整備、9月末～10月に花壇撤収後片づけを予定

**募集期間** 平成23年5月9日(月)～平成23年5月20日(金)  
期間中に申込書を提出ください。

※公平を期するため、期日前の申込は承りません。

- 申込書 5月9日から、担当窓口・支所・連絡事務所で配布いたします。
- 問合せ・申込 町民生活担当 Tel. 0153-75-2111(内線1212)FAX. 0153-75-2773



## 講師プロフィール

## 内 倉 真裕美 氏(恵庭市恵み野在住)

NHK文化教室ガーデニング講師、NHK他テレビ出演多数、日本中を講演に歩くRHSJ英国王立園芸協会認定ハンギングバスケットマスター  
恵庭市恵み野で花のまちづくりを実践し、現在も幅広くご活躍しております。

平成23年度  
野犬掃討実施の  
お知らせ

別海町では狂犬病予防及び町民・家畜への被害防止のため、「狂犬病予防法」「別海町畜犬及び野犬掃討条例」に基づき今年度も野犬掃討を行います。  
野犬掃討用務のさまたげとなりますので犬を飼っている方はけい留の徹底をお願いします。

ヒグマに注意! 4月2日(土)から5月8日(日)は、  
春の「ヒグマ注意特別期間」です

平成23年は、豊作年の翌年のため、ヒグマの出産数が多く、春から初夏にかけて森林内で親子グマの出没多発が予想されています。山菜採りが盛んになる季節を迎えるにあたり、野山に入るときはヒグマに対する注意(例:複数行動、音を立て存在を周知、見張りの徹底、薄暮時を避けるなど)を怠らないようお願いします。

また、別海町ホームページ(アドレス <http://betsukai.jp/>)の地域安全情報システムまもメール内「ヒグマの出没情報」でもご確認いただけます。

なお、野山でヒグマに遭遇したり、足跡などの痕跡を見つけた場合は、情報をご提供ください。(昨年度、別海町内での目撃情報は68件ありました。)

問合せ／水産みどり課みどり担当(内線 1612)





# 運動器機能向上プログラムの開催について いきいき元気あっぷ健康体操教室

運動することによって、衰えてきた運動機能を取り戻し生活しやすくなることを、目的とし、月1回、1時間程度の運動（ストレッチ、ボールを使う運動）を1年単位で行います。  
また、介護予防の知識や技術を学ぶ学習会・栄養改善・口腔機能向上も予定しております。

【参加対象者】①高齢者の方で、この頃少し体力・気力の衰えが気になる方

②介護予防の支援活動をしてみたい一般の方

【定員】一般高齢者 30名程度 【内容】健康体操（30分×2回）

【参加費】無料

【持ち物】運動しやすい服装、運動靴、タオル、水等の飲み物

【申込先】福祉課 高齢介護福祉担当 電話番号75-2111(内線1316)

福祉課 地域包括支援センター 電話番号79-5500

※参加を希望される方については上記申込先に事前に電話にて申込をお願いいたします。

## 平成23年度 運動器機能向上プログラム 実施計画日程

| 中央 | 日程    | 4/14<br>(木)          | 5/12<br>(木) | 6/9<br>(木)  | 7/7<br>(木)  | 8/11<br>(木) | 9/8<br>(木)  | 10/6<br>(木)  | 11/10<br>(木) | 12/8<br>(木)  | 1/12<br>(木) | 2/9<br>(木)  | 3/8<br>(木)  |
|----|-------|----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|--------------|-------------|-------------|-------------|
|    | 会場・時間 | 中央公民館 10:00~11:30    |             |             |             |             |             |              |              |              |             |             |             |
| 東  | 日程    | 4/19<br>(火)          | 5/17<br>(火) | 6/14<br>(火) | 7/12<br>(火) | 8/9<br>(火)  | 9/13<br>(火) | 10/11<br>(火) | 11/15<br>(火) | 12/13<br>(火) | 1/17<br>(火) | 2/14<br>(火) | 3/13<br>(火) |
|    | 会場・時間 | 東公民館 10:00~11:30     |             |             |             |             |             |              |              |              |             |             |             |
| 西  | 日程    | 4/26<br>(火)          | 5/24<br>(火) | 6/21<br>(火) | 7/19<br>(火) | 8/23<br>(火) | 9/20<br>(火) | 10/18<br>(火) | 11/22<br>(火) | 12/20<br>(火) | 1/24<br>(火) | 2/21<br>(火) | 3/27<br>(火) |
|    | 会場・時間 | ふれあいセンター 10:00~11:30 |             |             |             |             |             |              |              |              |             |             |             |

## 生涯学習課から

### 生涯学習 出前講座

## ふれあいトーク宅配講座のお知らせ

平成13年から町民の皆さまの「知りたい・学びたい」に応えるため、また、町民と行政が一体となった「まちづくり」を進めていくために「生涯学習出前講座」を開始しております。

行政に関する「制度や手続き・事業」などについて、担当職員が地域へ出向いてお話をします。

| 番号 | 講座メニュー                         | 担当課   | 番号 | 講座メニュー           | 担当課    |
|----|--------------------------------|-------|----|------------------|--------|
| 1  | 町議会の話                          | 議会事務局 | 19 | こころのかげ「うつ病」      | 保健課    |
| 2  | 町の予算と決算について                    | 財政課   | 20 | 遊漁について           | 水産みどり課 |
| 3  | 自治基本条例ってなあに？                   | 総合政策課 | 21 | 林業について           | 水産みどり課 |
| 4  | 友好都市について                       | 総合政策課 | 22 | 酪農畜産について         | 農政課    |
| 5  | 広報別海について                       | 総合政策課 | 23 | 別海町の観光紹介         | 商工観光課  |
| 6  | 税のはなし                          | 税務課   | 24 | これからの住宅リフォーム     | 事業課    |
| 7  | 介護保険制度について                     | 福祉課   | 25 | いまどきのエコ住宅        | 事業課    |
| 8  | 障害者手帳とサービス                     | 福祉課   | 26 | 下水道の整備           | 上下水道課  |
| 9  | 在宅で暮らす高齢者の福祉について               | 福祉課   | 27 | 安全な水が家庭に届くまで     | 上下水道課  |
| 10 | 後期高齢者医療制度について                  | 町民課   | 28 | 農業者年金の仕組み        | 農業委員会  |
| 11 | 戸籍と住民票・年金について                  | 町民課   | 29 | 救命手当ての基本         | 消防署    |
| 12 | 医療制度について                       | 町民課   | 30 | 火災から命をまもるために     | 消防署    |
| 13 | 生活環境について                       | 町民課   | 31 | 消防士の仕事           | 消防署    |
| 14 | 生活習慣病撃退!!<br>(身体と病気のメカニズム)     | 保健課   | 32 | なるほど・ザ・べつかい(歴史系) | 郷土資料館  |
| 15 | 生活習慣病撃退!!(食事編)                 | 保健課   | 33 | なるほど・ザ・べつかい(自然系) | 郷土資料館  |
| 16 | 【古く新しい病気…高血圧】<br>血圧をコントロールする方法 | 保健課   | 34 | 別海町の文化財について      | 生涯学習課  |
| 17 | かめば体が強くなる！                     | 保健課   | 35 | 青年海外協力隊(ケニア)体験談  | 生涯学習課  |
| 18 | 子どもの肥満について                     | 保健課   |    |                  |        |

### 別海町民

希望する日の20日前までに、下記メニューから希望講座を選び「講師派遣申請書」を提出してください。(5名以上のグループ)

### 受付／問合せ

町教育委員会  
生涯学習課  
TEL75-2111  
(内線3712)  
FAX75-0637

### 担当課

日時・内容等の調整・資料作成をし、出前講座の準備を進めます。

### 講座の開設

【開催時間】原則平日のAM9時からPM9時までの間 【料金】無料

講座の詳しい内容については、ホームページをご覧になるかまたは、生涯学習課までお問合せください。  
問合せ／生涯学習担当(内線3712)

平成22年度

# 行政監査報告

平成21年度一般会計で補助金、交付金及び助成金が交付された部課の補助金等の交付基準及び事務手続きについて、今後の補助金等交付事務の適正な執行等に資することを目的に有効性、経済性、効率性の観点も含め行政監査を実施しました。

○監査実施期間……………平成22年7月9日から同年12月24日までのうち18日間。

○監査の方法……………事前に提出を求めた実績調査票及び交付に関する一連の書類等の監査資料を審査するとともに関係職員から事務手続き・補助内容等の聴取を行った。

○監査の対象及び金額……………平成21年度に交付した補助金及び交付金等（一部を除く） 112件  
補助金等交付金額（財源内訳） 12億9,589万6,660円  
（町以外：7億2,048万6,493円 町：5億7,541万167円）

○監査の結果……………事務処理等は概ね適正に執行されているものと認められたが、一部には次の指摘事項のとおり、検討または改善を要するものが見受けられた。今後の事務執行にあたってはこれらに十分留意し、改善を要するものについてはその措置を講ずるとともに、改善措置を講じた結果について遅滞なく通知されたい。

## 改善を要すると認められる事項

### 1 事務処理

- ① 補助金等の交付の申請があったときは、補助金等交付規則に従って十分な審査をなされたい。
- ② 補助金として交付申請したものが、交付指令書では交付金となっているものがあったので、混同することのないよう処理されたい。
- ③ 規則で交付申請の期日を定められているにもかかわらず、申請期日を超過して申請書が提出され、それを受理して交付している補助金があったので、規則に準じた事務処理をされたい。
- ④ 補助金交付額を変更した場合は、変更後の交付通知書を被補助団体に交付しなければならないが、それがなされていないものがあるので対応されたい。
- ⑤ 補助金事業実績報告により、補助金の額の確定手続きをしているものと、していないものがあるので統一化されたい。

### 2 各部共通事項

- ① 補助金等の総額を抑制していく中であっても、協働のまちづくりの観点から、町民の参加がより活発に展開されるよう促すことは重要である。  
そのためには、本質である自助努力をもっても不足する分を補助するという考え方を徹底し、個々の補助金等の必要性や効果について客観的な視点からチェックを行い、相対的に役割の小さくなったものについては適時廃止、縮小する一方で、新たな必要性の高いものは時期を逃がさず補助を行う仕組みなどの構築が必要である。



同様に、惰性化、既得権化しやすい長期間にわたる補助の終期を明確にすることも必要である。

(補助金等の目的分類)

ア、支援：公益性が高く、事業推進のための援助を行う事業。

イ、育成：公益性が高く、積極的に普及、育成すべき事業。

ウ、奨励：公益性が高く、事業の一層の普及、推進を図るべき事業。

エ、誘導：将来展望に基づき、町の施策を誘導していく事業。

- ② 現在、補助金等交付規則と交付金交付規則があるが、他の市町村の多くは補助金等交付規則一本で対応している。当町においても、交付金規則の重複を避けるためにも補助金等交付規則と交付金交付規則の統一化を図る必要があると思われるので検討されたい。
- ③ 補助金額を超える繰越処理が数件みられた。被補助団体は、公益的な事業の目的を達成するため、自己財源等の確保に努めながら自主的な活動をしていくことが基本であり、町はその公益的な事業に対し各種の行政施策の目的を達成するため、その効果を期待して財政負担または支援をしているものである。このことから、繰越金が生じている被補助団体については、財政支援の必要性に欠けているものか、または事業停滞によるものか、あるいは翌年度以降の特定事業の留保であるのかなど、この実態を解明し精査検討することが必要である。
- ④ 補助要綱を定めていない運営費補助などについては、既得権化してきた意味合いでの補助金支給となっている傾向が見られることから、補助しようとする目的や趣旨を明確に示し、透明性のある判断基準など、具体的な交付要件を定めた事業ごとの補助要綱等の整備が必要である。
- ⑤ 補助金の対象事業費については、その内容・基準を明確にすること。その際、人件費（事業内容によって可）、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費、積立金など直接公益的な事業に結びつかない経費や社会一般通念上公金での支出が疑問視される経費については、補助金の交付対象に含めないように基準化されたい。

## ● む す び

補助金等の交付にあたって、限りある自主財源を投入する事業については当然において適法に処理されるべきであり、費用対効果の検証が常に求められる。

補助金等が町民の税金、その他の貴重な財源でまかなわれていることに常に留意し、必要性、公益性、有効性、妥当性について十分な検証を行い、法令等に則った適正な執行により、産業・文化の発展及び福祉の増進に寄与されることを望むものである。

以上のとおり、平成22年度行政監査の結果を報告します。

平成23年2月21日

|         |     |     |
|---------|-----|-----|
| 別海町監査委員 | 鈴 木 | 英 世 |
| 別海町監査委員 | 下川原 | 洋   |
| 別海町監査委員 | 山 田 | 信   |

## ● 問合せ・連絡先

平成22年度行政監査の対象となった補助金名・交付団体名・補助金額（財源内訳）については、下記へお問合せいただくか、下記ホームページをご覧ください。

(問合せ) 別海町監査委員事務局 TEL75-2111 (内線2810)

町ホームページ <http://betsukai.jp/blog/>

(ホームページクリック順)

「町ホームページ」 → 「目的からさがす」 → 「町の政策/財政」 → 「監査」

## ふるさと講座 歴史系

# 江戸時代のノツケ！ ～野付通行屋・番屋跡遺跡を訪ねる～

- 日 時 平成23年4月17日(日) 午前10時～午後1時
- 場 所 野付半島 (集合／野付半島ネイチャーセンター2階)
- 講 師 別海町郷土資料館 主査 石渡 一人
- 定 員 20名 (電話・FAX・メールにて氏名・電話番号を4月15日(金)までにご連絡ください。)
- その他 長靴を必ず着用下さい。草分け道や海岸を5kmほど歩きます。

## 郷土資料館から

道内でも珍しい江戸時代の遺跡を訪ねたいと思います。また、野付半島の春の息吹も感じられることと思います。



「江戸時代の遺跡・野付通行屋と漁番屋群」

## 別海の歴史と自然

# 江戸時代の遺跡・野付通行屋と漁番屋群

野付通行屋は、国後島などへ渡るための中継地点として、寛政11年(1799)に幕府によって設置されました。いわゆる船待ちの休憩所、宿泊施設といった役割をはたしました。通行屋の他に、下宿所、蔵、炊出小屋などが建てられ、支配人、アイヌの使用人が8人詰めていました。安政年間(1854～1859)の記録を見ると、幕末の探検家、北海道の名付け親と言われる松浦武四郎や蝦夷地を巡回していた箱館奉行竹内保徳も従者33人を引き連れて野付通行屋に宿泊したようです。

漁番屋群は、野付通行屋の対岸にあり、春の鯨漁の時期になると根室地方の各番屋から人々が集まり、居小屋、蔵などが50～60軒建ち並び出張番屋群が形成されました。

現在、この場所は遺跡として登録しています。当時のお墓や畑の跡、建物の存在を示す柱の穴の跡などたくさんの痕跡があります。こうした痕跡が「幻の町キラク」の伝説に繋がっていったと思われます。

4月の休館日 2日・3日・11日・16日・17日・25日・29日・30日

問合せ／郷土資料館 TEL・FAX 75-0802 メール kyoudo@betsukai.jp

★★★★図書館は、赤ちゃんから  
どなたも無料で利用できます。★★★★  
本を借りるときは利用者カードが必要です。  
カウンター職員が即時発行します！

## 【図書館のご案内】

- \*開館時間 午前10時～午後6時(日曜日は4時)
- \*休 館 日 月曜日(月曜日が国民の休日の場合は火曜日にも休館)  
国民の休日、図書整理日(毎月最終木曜日)  
特別図書整理日(蔵書点検期間)、年末年始
- \*貸出冊数・期間 お1人5冊まで2週間以内
- \*初めて本を借りる方 カウンターにお申し込みください。利用者カードを発行します。
- \*移動図書館車「はくちょう2世号」  
絵本から大人向けの本まで、約2,300冊の本を積んで、各地域や小中学校、高校、保育園、幼稚園を巡回し貸出ししています。運行は、5月10日(火)からを予定しています。日程等の詳細は来月号でお知らせします。

## 第53回古本市

と き：4月23日(土)午前10時～午後4時  
と ころ：図書館エントランスホール  
主 催：読書サークル東雲  
毎年恒例、春の古本市を開催します。皆様から寄せられた本を安価で販売し、その収益金で図書館に新刊が寄贈されます。開催に合わせて古本の提供も随時受付けています。

## 飛び出す 絵本展

期 間：4月24日(日)～5月15日(日)  
場 所：図書館エントランスホール  
子どもの読書週間(4月23日～5月12日)にあわせ、絵本を開くと場面が飛び出すポップアップ絵本を展示します。貸出しはできませんが、すばらしいしつけ絵本をぜひご覧ください。



## 「どんぐり」から 会員募集のお知らせ

「どんぐり」では、一緒に絵本を読んでくださる方を募集しています。

子育て中の方、男性も大歓迎！「活動してみたいけれど、毎回参加することは難しい…」という方も大歓迎です。

「どんぐり」は、子育て中の会員が多く、全員揃っての活動は難しいですが、相互に連絡調整をとり、皆で支えあい、平成6年から地道に活動を続けています。見学もできますので、ぜひ一度足を運んでみてください。

問合せ／図書館0153-75-2266

## たのしいお話の時間

と き／4月13日・20日・27日 午後3時～3時30分  
と ころ／図書館「お話のコーナー」  
協 力／読み聞かせボランティア「どんぐり」

\*どんぐりの皆さんが絵本の読み聞かせや手遊びなどをします。0歳から参加できます。

## 小さい子のお話の時間

と き／4月15日・22日 午前11時～11時15分  
と ころ／図書館「お話のコーナー」  
対 象／0歳～3歳程度

\*図書館職員が赤ちゃん絵本の読み聞かせや手遊びなどをします。

## 休館日

\*月末休館日は、図書整理等のため休館させていただきます。  
4月4日・11日・18日・25日・28日(月末休館日)・29日・5月2日～5日  
～休館中の返却は玄関横の返却ポストをご利用ください。～

問合せ／図書館 TEL 75-2266・FAX 75-0506 メール tosy@betsukai.jp



# 町民温水プールをご利用しやすくしました!

|                                  | 従 来                                           | 平成23年4月1日から                                                                                     |
|----------------------------------|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①水着の規制を緩和します。                    | ◇水着は体にフィットした競泳用を使用してください。                     | ◎水着は、 <b>市販されている水着</b> をご利用ください。(通常、水着として販売されているものであれば許可します)                                    |
| ②おむつが外れていない未就学児も簡易水槽ではご利用いただけます。 | ◇利用できない。                                      | ◎おむつが外れていない未就学児は、簡易水槽に限り利用を許可します。ただし、必ず <b>水遊び専用おむつ</b> を着用し、水着を着てご利用ください。(使用後のおむつは必ずお持ち帰りください) |
| ③付き添いや保護者の水着着用について               | ◇付き添いや保護者も同様に水着着用が原則ですが、公の練習や大会等はこの限りではありません。 | ◎付き添いや保護者も同様に水着着用が原則ですが、公の練習や大会等及び <b>幼児が幼児用プールや水遊び用の簡易水槽を利用する際は</b> この限りではありません。               |
| ④シャワー室の利用について                    | ◇シャワー室で、石鹸・シャンプー等は使わないでください。                  | ◎石鹸・シャンプー等は <b>専用ブース</b> でご利用いただけます。(長時間のご利用はお控えください)                                           |

## それから...

◎25mプール以外では、浮き輪やビーチボールを使って遊べます♪

(混雑時は遠慮していただく場合もあります。必ず、監視員の指示に従ってください。)

開放期間及び使用料は下記をご覧ください。町民のみなさんのたくさんのご利用をお待ちしています。

## 平成23年度 シーズン券の販売を 開始しています!

(開放時間内に随時購入できます。)

### 販売所

町民体育館・各温水プール(西春別温水プールの休館日は西公民館で販売。尾岱沼温水プールの休館日は支所で販売する。ただし、1回券のみ販売)

※障害者手帳をお持ちの方は、『免除』となります。シーズン券が必要な方は各販売所で手続きを行ってください。(障害者手帳必要)

| 施設名                      | 開放期間                  | 休 館 日                                           | 開 放 時 間                                                                                             |
|--------------------------|-----------------------|-------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 体 育 館                    | 町 民<br>西春別            | 1/7~3/31<br>1/7~3/31                            | 月曜日<br>(月曜が祝日の場合は翌日)                                                                                |
| ファミリースポーツハウス<br>(町民・西春別) | 4/1~12/24<br>1/8~3/31 | —                                               | 平日:9時~22時<br>日曜・祝日:9時~17時                                                                           |
| 温 水 プール                  | 別 海<br>西春別<br>尾岱沼     | 4/1~11/20<br>3/6~3/31<br>4/1~11/21<br>5/1~10/24 | 月曜日<br>(月曜が祝日の場合は翌日)<br>月曜日<br>(月曜が祝日の場合は翌日)<br>月曜日                                                 |
|                          |                       |                                                 | 13時~20時30分<br>※7.8月は10時から開放<br>※日曜・祝日は20時まで<br>13時~20時<br>※7.8月は10時から開放<br>13時~20時<br>※7.8月は10時から開放 |

### 施設 使用料

|                                 |                                                            |
|---------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 町 民 ・ 西 春 別 体 育 館 共 通           | ●シーズン券/一般⇒4,200円・65歳以上⇒2,100円                              |
| 町民・西春別ファミリースポーツハウス共通            | ●一 回 券/一般⇒100円・65歳以上⇒50円                                   |
| 別 海 ・ 西 春 別 ・ 尾 岱 沼 温 水 プール 共 通 | ●シーズン券/一般⇒6,300円・65歳以上⇒3,150円<br>●一 回 券/一般⇒310円・65歳以上⇒150円 |
| 別 海 ・ 西 春 別 ・ 尾 岱 沼 パークゴルフ 共 通  | ●シーズン券/一般⇒6,300円・65歳以上⇒3,150円<br>●一 回 券/一般⇒310円・65歳以上⇒150円 |

### パークゴルフ場の シーズン券販売に ついて

町民体育館及び西春別温水プールで**4月27日【水】**より販売を開始します。

町営パークゴルフ場・尾岱沼温水プールの販売は、5月上旬のオープン後に開始します。

●シーズン券/一般⇒6,300円・65歳以上⇒3,150円 ●一回券/一般⇒310円・65歳以上⇒150円

### 参加者募集!

プールで  
通年水中運動!  
随時加入  
できます。

別海町民温水プールにて、町民の健康づくりに最適といわれている水中運動の教室を開講します。  
講師:町健康づくり協会 JANE (道水中運動協会公認インストラクター)

|                 |       |                            |                        |                         |
|-----------------|-------|----------------------------|------------------------|-------------------------|
| フ ィ ッ ト ネ ス 教 室 | 64歳以下 | 4月18日~11月14日<br>毎週月曜日・計26回 | 10:30~11:30<br>町民温水プール | ※プールシー<br>ズン券を購<br>入のこと |
| シルバークラス         | 65歳以上 | 4月15日~11月18日<br>毎週金曜日・計28回 |                        |                         |

## 春です♪ パークゴルフ教室 参加者募集!

初心者も経験者も、この機会にルールやマナー・基本・楽しみ方を学んでみませんか? 経験豊富なパークゴルフ協会員が、直接指導してくれるこの機会に、是非参加してください。

対象/一般町民 日時/平成23年5月7日から6月4日までの毎週土曜日(計4回)9:30~11:30  
会場/町営パークゴルフ場 参加料/パークゴルフ場利用券を各自購入してください。  
持ち物/クラブ・ボール(レンタルあります)

メ切:5月2日(月)

申込み/スポーツセンター75-2882まで



## 保健センター からの

## お知らせ

## 4・5月の 母子保健 業務予定



| 月  | 日  | 曜日 | 予定内容            | 場 所             | 時 間                    |
|----|----|----|-----------------|-----------------|------------------------|
| 4月 | 5  | 火  | 乳 幼 児 相 談       | 尾岱沼地域センター       | 10:00~11:20            |
|    | 6  | 水  | 乳 幼 児 相 談       | 西春別ふれあいセンター     | 10:00~11:20            |
|    | 7  | 木  | 乳 幼 児 相 談       | 町 民 保 健 セ ン タ ー | 9:15~11:20/13:00~15:00 |
|    | 12 | 火  | 離 乳 食 教 室       | 町 民 保 健 セ ン タ ー | 10:30~12:00            |
|    | 13 | 水  | 4 か 月 児 健 診     | 町 民 保 健 セ ン タ ー | 12:45~13:00(受付)        |
|    | 14 | 木  | 1 歳 6 か 月 児 健 診 | 町 民 保 健 セ ン タ ー | 9:15~9:45(受付)          |
|    |    |    | 3 歳 児 健 診       | 町 民 保 健 セ ン タ ー | 13:00~13:30(受付)        |
|    | 15 | 金  | 1歳3か月歯磨き教室      | 町 民 保 健 セ ン タ ー | 10:00~11:30            |
| 5月 | 22 | 金  | フ ッ 素 塗 布       | 町 民 保 健 セ ン タ ー | 9:30~11:30/13:00~15:30 |
|    | 10 | 火  | 乳 幼 児 相 談       | 西春別ふれあいセンター     | 10:00~11:20            |
|    | 11 | 水  | 乳 幼 児 相 談       | 町 民 保 健 セ ン タ ー | 9:15~11:20/13:00~15:00 |
|    | 12 | 木  | 1 歳 6 か 月 児 健 診 | 町 民 保 健 セ ン タ ー | 9:15~9:45(受付)          |
|    |    |    | 3 歳 児 健 診       | 町 民 保 健 セ ン タ ー | 13:00~13:30(受付)        |

- ◆4月の4か月児健診対象者 保健センターから案内文書を送付します。  
 ◆4月の1歳6か月児健診対象者 平成21年9月生まれのお子さん ◆4月の3歳児健診対象者 平成20年3月生まれのお子さん  
 ◆4月のマタニティクラス対象者 平成23年9月~10月出産予定の方

## 別海町子育て 支援センター「はみんぐ」

4月の予定



こんにちは。はみんぐです♪

暖かな日差しがとても気持ちの良い季節になりました。

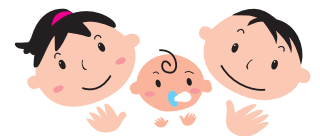
ご入園を迎えるお友達もいることでしょう。ご入園おめでとうございます。

今年度から『はみんぐ』は新しい児童館へ移り、新たな気持ちでスタートします♪

子育て中のたくさんのご家族が気軽に遊びに来ていただけますようにスタッフ一同、心よりお待ちしております。

『はみんぐ』は、子育て中のママやお子さんが交流したり、子育てに関する相談や情報提供などの援助をする場所です。子育てに不安や悩みがありましたら、相談日（木曜日・予約制）があります。

スタッフが親身になってお話を聞きますので、気軽にご連絡ください。



### 「はみんぐ」1週間のスケジュール

| 曜日          | 月曜日     | 火曜日     | 水曜日     | 木曜日   | 金曜日     |
|-------------|---------|---------|---------|-------|---------|
| 時間          |         |         |         |       |         |
| 10:00~11:30 | 午前・午後   | はみんぐひろば | 赤ちゃんひろば | 個別相談  | ひよこはみんぐ |
| 13:00~16:00 | 自由に遊べます | 自由に遊べます | 自由に遊べます | (予約制) | 自由に遊べます |

\*お知らせ\* (お休み) 13日(水)午後・14日(木)午前・27日(水)午後

5日(火)まで各ひろばはお休みとなり、終日自由遊びとなります。

問合せ／子育て支援センター「はみんぐ」 別海寿町1番地 中央児童館内  
 Tel&fax 0153-75-1828 Email :hamingu@arens.or.jp

# 元気未来っ子<sup>ちひっこ</sup>

## 1歳6か月児健診

3月3日 町民保健センターで撮影 ( )内は保護者名  
※承諾された方のみ掲載しています。



丹羽 哲平くん  
(真田美)



斎藤 はなちゃん  
(裕平)



堀内 勇希くん  
(孝志)



浜名 琉矢くん  
(繁朝)



高橋 伶碧ちゃん  
(優一)



田中 羽駆くん  
(正輝)



舟崎駿太郎くん  
(一元)



平野 凛ちゃん  
(智也)



大橋 楽くん  
(一久)



盛政 葵ちゃん  
(啓一朗)



藤村 柚羽ちゃん  
(亮太)



加藤 明郁ちゃん  
(博史)



村山 心菜ちゃん  
(紀世和)



関口 柚音ちゃん  
(幸一)



中村 先登くん  
(地平)



西浦 優月ちゃん  
(匡)



田村 莉奈ちゃん  
(美沙紀)



南 虎汰郎くん  
(勝樹)



橋本 悠生くん  
(薫)



柴田 優光くん  
(健一)



千代谷彩希ちゃん  
(充)



佐々木紫紋くん  
(隆博)

**交通事故**にあわれた方  
のご相談に専門の相談員が応じます

**相談無料**

相談して  
よかった



社団法人 日本損害保険協会 北海道支部  
札幌自動車保険請求相談センター

**☎011-290-1881**

<http://www.sonpo.or.jp>

**相談日**

月曜日～金曜日(祝日・休日を除く)  
9:00～12:00 13:00～17:00

※来訪される場合、事前にご連絡ください。

**弁護士相談日**

毎月第2・4木曜日  
13:00～16:00 ※予約制要面談

## お知らせ伝言板

● 別海町役場 ☎ 75-2111 ● 西春別支所 ☎ 77-2131 ● 尾岱沼支所 ☎ (0153) 86-2166 ● 上風連連絡事務所 ☎ 75-7326 ● 上春別連絡事務所 ☎ 75-6011

### 全国健康保険協会からのお知らせ

全国健康保険では北海道支部の健康保険料率が本年3月分(4月納付分)より9・60%(現行9・42%)に変わります。協会けんぽの財政状況は、累積赤字を抱える中、医療費の増加と厳しい状況経済状況を反映して保険料収入の基礎となる賃金水準が落ち込んでいること等から非常に厳しい状況となっています。

北海道支部は、加入者一人あたり医療費が高いことから、保険料率も全国一高くなっており、皆さまの健康づくりが重要です。詳しくは協会けんぽのHPまたは協会けんぽ北海道支部まで

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/zenkoku>  
TEL 011-726-0352



### 北海道警察官の募集案内

○ 受付期間 / 4月1日(金)～4月13日(水)

○ 試験日 / 5月8日(日)

○ 募集区分 / 「男性・女性A区分」 大学(短期大学を除く)を卒業または卒業見込みの者(「男性・女性B区分」A区分以外の者(高校在学中の者を除く))

○ 募集年齢 / A・B区分とも昭和54年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者

○ 問合せ・願書配布先 / 中標津警察署 TEL 0153-7210110

### 平成23年度労働基準監督官採用試験の受付開始

平成23年度労働基準監督官採用試験の受付が始まります。受験資格は大学卒業程度、受付期間は平成23年4月1日(金)から4月14日(木)。

○ 申込み / 北海道労働局総務部総務課 TEL 011-709-2311 (内線3511)  
○ 詳細 / 釧路労働基準監督署 TEL 0154-42-3250  
URL: <http://www.jinji.or.jp>

[go.jp/saiyo.htm](http://go.jp/saiyo.htm)

### 男女間の賃金格差解消に向けたガイドラインの活用

男女での取扱いや賃金の差異などの実態把握し、取組を促すためガイドラインを設定しています。詳しくは、厚生労働省のホームページからダウンロードできますので、活用してください。

問合せ / 厚生労働省北海道労働局雇用均等室 TEL 011-709-2715

### 社会保険事務相談所開設

**4月5日(火) 12:00～17:00**

**4月6日(水) 9:00～15:00**

**5月10日(火) 12:00～17:00** **5月11日(水) 9:00～15:00**

中標津町役場 会議室

※完全予約制となり、事前の予約が必要です。

予約先 / 釧路年金事務所 TEL 0154-61-6000

## 地域情報カレンダー

(3月28日現在)

| 日   | 曜日 | イベント内容                                         |
|-----|----|------------------------------------------------|
| 4/2 | 土  | 保育園入園式(別海保育園・上西春別保育園)                          |
| 4   | 月  | 保育園入園式(中春別へき地保育園・上春別へき地保育園・豊原へき地保育園)           |
| 5   | 火  | 保育園入園式(西春別へき地保育園・上風連へき地保育園・本別海へき地保育園・美原へき地保育園) |
| 6   | 水  | 町内各小学校入学式<br>町内各中学校入学式                         |
| 8   | 金  | 町内各幼稚園入園式 10:00～                               |
| 13  | 水  | 優良運転者免許更新時講習 交流館ぴらと 13:30～                     |



## 根室地域国有林の森林計画 策定に向けた意見を募集

国有林では、「国有林野の管理経営に関する法律」に基づき、地域管理経営計画を5年毎に定めています。

平成23年度には、平成24、28年度における釧路根室森林計画区の計画を策定することになっており、今回これに先立ち皆さんからのご意見・ご要望を募集します。寄せられたご意見等は、計画策定に活用させていただきます。詳細については、根釧東部森林管理署までお問合せいただくか、左記ホームページにてご覧いただけます。

問合せ／根釧東部森林管理署  
標津町南2条西2丁目1-16  
TEL 0153-821-2202  
URL: <http://www.rinya.naff.go.jp/hokkaido/konsentoubu/keikaku/iken.html>

## 法務局からのお知らせ

「登記印紙」が平成23年4月から廃止になります。これまで登記事項証明書や印鑑証明書などを請求する場合に「登記印紙」によって手数料を納付していただいておりますが、平成23年4月から「収

入印紙で納付していただくことになりました。なお、お手持ちの登記印紙は4月以降も使用できます。

また、平成23年3月末日をもって、釧路地方法務局中標津出張所での印紙売りさばきを終了することとなりましたので、平成23年4月からは、事前に「収入印紙」を購入の上来庁いただくようお願いいたします。

詳しくは、釧路地方法務局中標津出張所（TEL 0153-731-212）にお問合せください。

## 戦後強制抑留者の皆様へ

シベリア戦後強制抑留者に対する特別給付金の請求受付が平成22年10月25日(月)から始まりました。

○対象者／戦後強制抑留者で平成22年6月16日に日本国籍を有するご存命の方

○請求受付期間／平成22年10月25日～平成24年3月31日  
当基金から請求書類をお送りします。まだ、お手元に届いていない方は、当基金にお電話ください。

連絡・問合せ／独立行政法人平和記念事業特別基金  
0570-0599-204（ナビダイヤル）（IP電話、P

HSからは、03-5860-2748  
受付時間／平日9時～18時  
（土曜日曜祝日はご利用できません）

## 平成23年度 慰霊巡拝事業概要

厚生労働省では、次の旧主要戦域において、戦没者を慰霊するため、遺族を主体とした慰霊巡拝を今年度も行います。詳しくは、厚生労働省社会・援護局援護企画課外事室へお問い合わせください。

問合せ／厚生労働省代表電話 03-5253-1111

外事第二係（南方・硫黄島）内線 3480、外事企画係（中国）内線 4520

|    | 派遣地域 |              | 実施予定時期              | 実施期間 |
|----|------|--------------|---------------------|------|
|    | 区分   | 地名           |                     |      |
| 1  | 旧ソ連  | グルジア・ウクライナ   | 8月29日(月)～9月7日(水)    | 10日間 |
| 2  | 旧ソ連  | ハバロフスク地方     | 9月9日(金)～9月16日(金)    | 8日間  |
| 3  | 旧ソ連  | アムール州        | 9月9日(金)～9月16日(金)    | 8日間  |
| 4  | 旧ソ連  | 沿海地方         | 10月6日(木)～10月13日(木)  | 8日間  |
| 5  | モンゴル | モンゴル         | 8月31日(水)～9月7日(水)    | 8日間  |
| 6  | 中国   | 東北地区         | 9月5日(月)～9月15日(木)    | 11日間 |
| 7  | 南方   | パラオ          | 9月26日(月)～10月1日(土)   | 6日間  |
| 8  | 南方   | インドネシア       | 10月11日(火)～10月19日(水) | 9日間  |
| 9  | 南方   | ビスマーク・ソロモン諸島 | 10月26日(水)～11月2日(水)  | 8日間  |
| 10 | 南方   | 東部ニューギニア     | 11月9日(水)～11月16日(水)  | 8日間  |
| 11 | 南方   | フィリピン        | 2月15日(水)～2月24日(金)   | 10日間 |
| 12 | 南方   | 硫黄島（第1次）     | 調整中                 | 2日間  |
| 13 | 南方   | 硫黄島（第2次）     | 調整中                 | 2日間  |
| 14 | 南方   | 硫黄島（第3次）     | 調整中                 | 2日間  |

※実施予定時期・実施期間・募集予定人員は、現段階の案であり変更することがあります。

## 予防接種法による定期の予防接種

別海町では、予防接種法に基づき疾病の発生及びまん延を予防するため、町内の医療機関で予防接種が受けられますのでお知らせします。望ましい接種年齢（病気にかかりやすい年齢を考慮して定められた期間）に達したら、早めに受けましょう。また、予防接種を受ける前には、必ず「予防接種と子どもの健康」（保健センターでお渡ししています。）を読みましょう。

- BCG、ポリオ、三種混合1期（ジフテリア・百日咳・破傷風）、2期（ジフテリア・破傷風）
- 麻しん・風しんMR混合、麻しん・風しん、高齢者インフルエンザ（季節性）1回

### 【麻しん・風しん混合（MR）接種について】

- 麻しん・風しんの混合ワクチンの予防接種は、1歳の誕生日がきたらなるべく早く受けましょう。
- 第2期対象者（平成17年4月2日～平成18年4月1日生）は、平成24年3月31日までに接種しましょう。

### 【平成20年度から5年間に限り、麻しん（はしか）の予防接種3期・4期追加】

- 第3期対象者（平成10年4月2日～平成11年4月1日生）中学1年生（13歳）に相当する方
- 第4期対象者（平成5年4月2日～平成6年4月1日生）高校3年生（18歳）に相当する方



⇒ジフテリア・破傷風及び麻しん3期、4期（別海高校生）は、学校を通じて連絡します。  
⇒第4期対象者で、別海町に住民登録されている別海高校生以外の高校3年生及び、高校3年生に相当する一般の方は、町内の医療機関でお受けください。

## 定期の予防接種は無料

- 町が行う定期の予防接種（予防接種法に定められた期間）については、無料（町が負担）です。ただし、予防接種法に定められた期間を過ぎると有料になりますのでご注意ください。

## 任意の予防接種は有料

- 任意の予防接種は有料（医療機関等が定める額）になります。

## 接種時期に長期不在になる場合

- 定期の予防接種は、住民票のある市町村の実施方法に従って接種することになっています。ただし、何らかの理由で別海町で接種できないときは、保健センターにご相談ください。

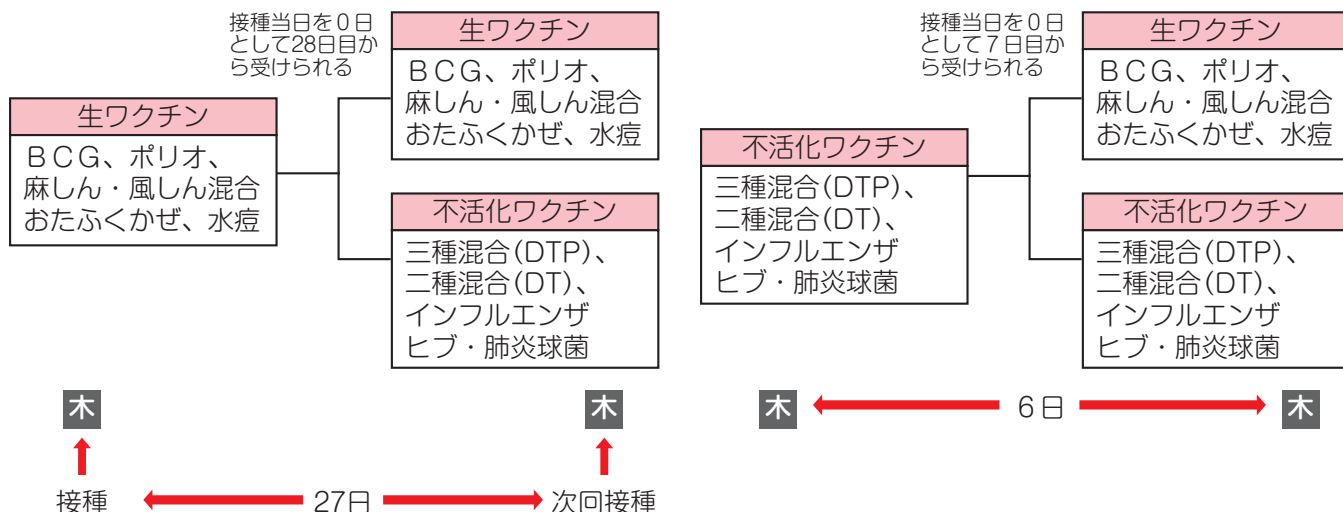
## 接種間隔

### ◆同一のワクチンの接種間隔

|             |                                                          |
|-------------|----------------------------------------------------------|
| ポリオ → ポリオ   | 41日以上の間隔をあけて2回接種します。<br>★同じ月に2回は受けられませんので注意してください。       |
| 三種混合 → 三種混合 | 1期初回は、20～56日間隔で3回接種します。<br>1期追加は、その後12カ月～18カ月あけて1回接種します。 |



### ◆異なった種類のワクチンの接種間隔



# 予防接種は、町立別海病院・診療所でお受けください。

※母子手帳・保険証は必ずご持参ください。(持参されない場合は、予防接種を受けられません。)

## ◆町立別海病院 (TEL75-2311番)

| 区 分 | 接種日             | 受付時間             | 定期のワクチン                                             | 任意のワクチン(予約要)                                 |
|-----|-----------------|------------------|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 乳幼児 | 木曜日             | 午後1時30分<br>～午後3時 | BCG、三種混合、<br>麻しん・風しん (MR混合) 1期・2期<br>麻しん・風しん (予約必要) | 水痘、おたふくかぜ、<br>日本脳炎、ヒブ、肺炎球菌、<br>インフルエンザ(予約不要) |
| 18歳 | 4/2～3/31(月～金曜日) | 午後1時30分～午後3時     | 麻しん4期 (MR混合)                                        |                                              |

- ・ポリオは実施していません。
- ・木曜日の翌日が休日の場合、予防接種はできません。(BCGは可能です。)
- ・木曜日の午後は一般外来(小児科)はお休みです。
- ・18歳(別海高校生以外)の麻しん4期予防接種対象者(内科受診)は、個別に案内します。

## ◆町立別海病院西春別駅前診療所 (TEL77-2350番)

| 区 分 | 接種日     | 受付時間             | 定期のワクチン                       | 任意のワクチン(予約要)             |
|-----|---------|------------------|-------------------------------|--------------------------|
| 乳幼児 | 火・水・木曜日 | 午後1時30分<br>～午後2時 | 三種混合、<br>麻しん・風しん (MR混合) 1期・2期 | ヒブ、肺炎球菌<br>インフルエンザ(予約不要) |
| 18歳 | 火・水・木曜日 | 午後1時30分～午後2時     | 麻しん4期 (MR混合)                  |                          |

- ・BCGは実施していません。
- ・ポリオの接種日は、4月・6月・9月・10月の第1・第3水曜日のみです。この日は他の予防接種はできません。

## ◆町立別海病院尾岱沼診療所 (TEL86-2625番)

| 区 分 | 接種日              | 受付時間             | 定期のワクチン                       | 任意のワクチン(予約要)       |
|-----|------------------|------------------|-------------------------------|--------------------|
| 乳幼児 | 月～金曜日<br>(予約が必要) | 午後1時30分<br>～午後3時 | 三種混合、<br>麻しん・風しん (MR混合) 1期・2期 | ヒブ、肺炎球菌<br>インフルエンザ |
| 18歳 | 月～金曜日(予約が必要)     | 午後1時30分～午後3時     | 麻しん4期 (MR混合)                  |                    |

- ・BCG・ポリオは実施していません。

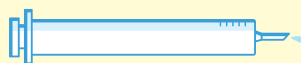
※ポリオワクチンは春・秋の集団接種で行っています。

| 会 場                      | 接 種 日  |        |        |        |        | 時 間             |
|--------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|-----------------|
|                          | 4月     | 5月     | 6月     | 9月     | 10月    |                 |
| 別海町民保健センター<br>1週間前までに予約要 |        | 26日(木) | 23日(木) | 8日(木)  | 27日(木) | 9:00<br>～11:30  |
| 西春別駅前診療所<br>予約不要         | 6日(水)  |        | 1日(水)  | 7日(水)  | 5日(水)  | 13:30<br>～14:00 |
|                          | 20日(水) |        | 15日(水) | 21日(水) | 19日(水) |                 |

●ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチンは平成24年3月末日まで公費負担があります。

お問い合わせ 別海町民保健センター内 保健課 健康管理担当 TEL75-0359  
メール hoken@betsukai.jp





### 接種費用助成事業継続のお知らせ

国の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の実施に伴い、町は子宮頸がんの予防や小児のヒブ・肺炎球菌の感染による重症化予防のため、ワクチン接種費用の助成を継続して行うことにしました。事業の継続により平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間、助成対象者には接種料金が全額助成されます。

#### 子宮頸がん予防（HPV）ワクチン

子宮頸がんは、発がん性ヒトパピローマウイルス（HPV）に感染することでかかる病気だと言われています。ただし、感染したからといって必ずがんになるわけではなく、頸がんになるのは感染した人の1%未満であると考えられます。

##### 【助成対象者】

- ・ 別海町に住所を有し、中学1年生～高校1年生の年齢に相当する女子（平成7年4月2日～平成11年4月1日生まれ）
  - ・ 平成6年4月2日～平成7年4月1日生まれの女子で、平成22年度中に1回以上接種を受けた方
- 対象となる女子とその保護者へは案内文書を送付し、実施日時・接種場所をお知らせします。

#### ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン

ヒブや肺炎球菌に感染すると症状が急激に悪化し、重症な肺炎や髄膜炎を併発し重篤な後遺症が残ることもあります。そのため、ワクチンによる予防が進められることになりました。

##### 【助成対象者】

- ・ ヒブ（Hib）ワクチン 0～5歳未満の乳幼児
  - ・ 小児用肺炎球菌ワクチン 0～5歳未満の乳幼児
- 接種の際には医療機関への予約が必要です。詳しくは町立別海病院・各診療所へお問い合わせください。

### 妊婦さんの歯科健診が変わります

22年度まで、マタニティクラス（母親教室）に参加していただいた方のみに行っていました妊婦さんの歯科健診が、23年4月からはお住まい近くの歯医者さん（町内4か所）で無料で受けられることになりました。

妊娠するとホルモンバランスの変化や体調不良（つわりがひどい）などの影響で、お口のトラブル（歯ぐきはれる、歯が痛いなど）が発生しやすくなります。また、お母さんのお口の中の環境が悪いとその状態が赤ちゃんに影響することわかっています。

妊娠中にお口の中をしっかりとチェックしてもらうことはお母さんだけではなく、これから生まれてくる赤ちゃんの健康のためにも大切なことです。ぜひ、この機会をご活用ください。

##### 【対象になる方】 別海町に住所のあるすべての妊婦さん

##### 【歯科健診の料金】 無料（歯科健診受診券を母子手帳交付時に発行します）

##### 【歯科健診が受けられる期間】 母子手帳交付時から妊娠35週（9か月）までに1回のみ（要予約）

### フッ素塗布の受付時間が変わります

町内3か所で実施していますフッ素塗布について、西春別ふれあいセンターと尾岱沼地域センターの受付時間を23年度から30分短縮することになりましたので、お知らせします。

| 【会 場】       | 【変更前】                      | 【変更後】                          |
|-------------|----------------------------|--------------------------------|
| 西春別ふれあいセンター | 10:00～11:30<br>13:00～15:00 | 午前は変更なし<br>13:00～ <u>14:30</u> |
| 尾岱沼地域センター   | 10:00～11:30                | 10:00～ <u>11:00</u>            |

### 平成23年度 エキノコックス症検査について

別海町では、5年に一度のエキノコックス症検査をお勧めしています。

今年度から、4月～8月に町が実施する健康診断で、エキノコックス症検査単独でも受けられることになりましたのでお知らせします。

このことに伴い、例年10月下旬に実施しておりましたエキノコックス症検査は実施いたしません。

5年以上検査を受けていない方は、各地区で行う健康診断で検査を受けられますようお勧めします。

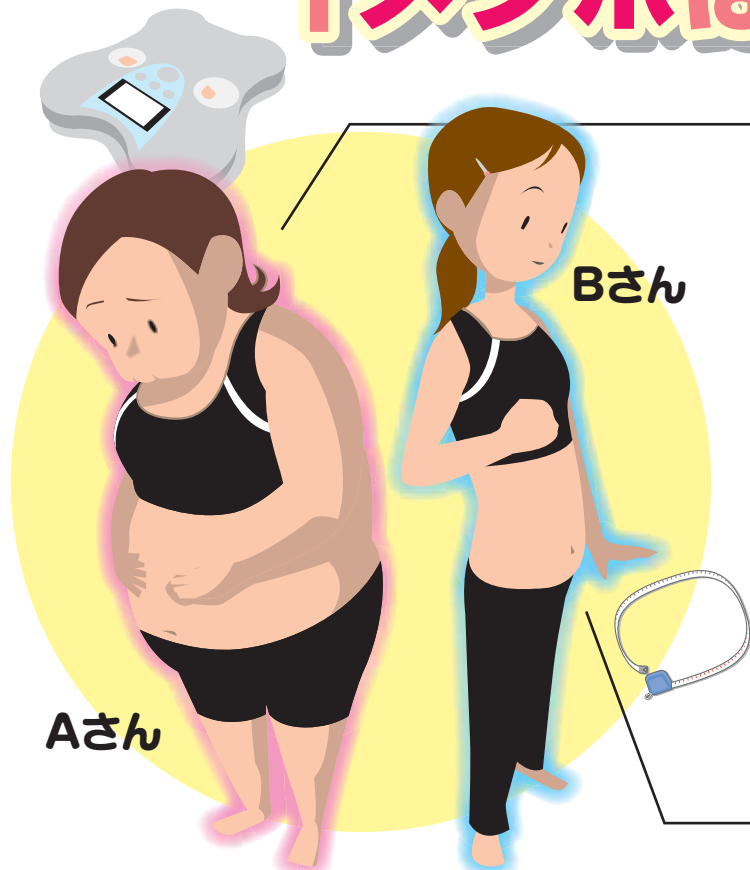
問合せ・申込先 別海町民保健センター（Tel0153-75-0359）



**脱**  
メタボリック

# 特定健診のお部屋から

## 「メタボはどっち？」



Aさん

Bさん

身長 156cm  
体重 86kg  
BMI 35.3  
腹囲 110cm  
血圧 110/60mmHg  
中性脂肪 90mg/dl  
HDL-c 60mg/dl  
血糖 88mg/dl  
腰痛症がある

**A**  
さん

身長 156cm  
体重 59kg  
BMI 24.2  
腹囲 90cm  
血圧 130/85mmHg  
中性脂肪 150mg/dl  
HDL-c 39mg/dl  
血糖 110mg/dl  
自覚症状はない

**B**  
さん

2人の身長は同じです。

肥満度が高いのはAさんです。でも、メタボなのはBさんなのです。

- Aさんは「**肥満症**」という病気の人
  - Bさんは「**メタボ**」で心筋梗塞や脳梗塞発症の危険が高い人
- 2人の検査データの違いをよく見てください。

このように、メタボかどうかは見た目ではわからないのです。  
(メタボ判定基準：基準以上の腹囲で血圧・血中脂質・血糖の  
項目のうち2つ以上基準を上回るもの)

健診でメタボかどうか  
みてみましょう！



## 新年度の特定健診スタート!!

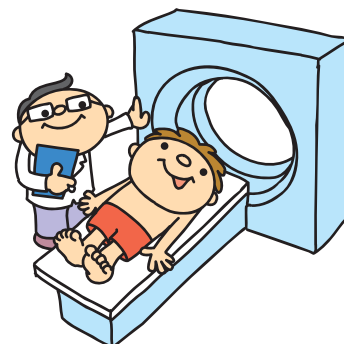
**40歳～74歳の国民健康保険加入者の方ぜひ受診してください!**

特定健診ではメタボだけでなく、肝機能腎機能など生活習慣に関する検査項目もあります。  
各地域で行う健診では眼底検査や、各種がん検診も受けることができるのであわせてご利用ください。  
(日程ページ参照)

問合せ／町民保健センター TEL75-0359

## 町立別海病院から

# ～人間ドックについてのお知らせ～



別海病院では日帰り人間ドックおよび各種健診を行っております。

現在、日本人の6割がガン・心疾患・脳血管疾患で死亡しています。これらの疾患の引き金となるのは生活習慣病です。人間ドック受診はこうした病気などの早期発見に役立つほか、ご自分の今の健康状態を知り、生活習慣を見直す好機ともなります。疾患予防と健康維持のため、定期的にご利用なされることをおすすめします。

### ★人間ドック コースおよび料金について

#### ・Aコース 37,450円 (税込)

検査内容 身体測定 血圧測定 視力 聴力 脂質 肝機能 腎機能 脾機能 代謝機能  
血液一般 血清検査 尿検査 心電図 呼吸器 消化器 超音波検査 眼底検査

#### ・Bコース 28,270円 (税込)

検査内容 身体測定 血圧測定 視力 聴力 脂質 肝機能 腎機能 代謝機能 血液一般  
尿検査 心電図 呼吸器 消化器 眼底検査 (※必要な場合のみ)

### ★人間ドック 予約および日程について



- ・日帰りドックは完全予約制です。  
受診希望日が決まりましたら、電話または窓口でご予約ください。
- ・希望日の1週間前までに予約をしてください。  
(日によっては、ご希望に添えない場合がございますので予めご了承ください。)
- ・月～金曜日の平日毎日実施しております。(午前8時30分検査開始)
- ・月、水、金曜日については鼻からの胃カメラも可能です。  
詳しくはお問い合わせください。

### ★人間ドック オプション検査のご案内

- ・当院では、上記日帰りドック等の受診者を対象に、下記のオプション検査を用意しております。健康管理のためにも、受診をお勧めします。  
なお、オプション検査は単独でも受診可能ですので、ぜひご利用ください。

#### オプション検査項目

|        |                    |
|--------|--------------------|
| 腹部 C T | 腹部の断面写真により、内臓脂肪を測定 |
| P S A  | 前立腺がん早期発見のための検査    |
| C E A  | 消化器系がん早期発見のための検査   |
| 脈波検査   | 四肢の血圧を測定し、動脈硬化等を検査 |
| 肺機能検査  | 肺活量測定等の検査          |

- ・オプション検査を希望される方は、受診日の1週間前までにお申しください。  
(オプション検査料は、原則当日検査終了後の支払いとなります。)

#### ★予約申込み・お問い合わせは…

#### 町立別海病院

〒086-0203 北海道野付郡別海町別海西本町52番地  
TEL 0153-75-2311・FAX 0153-75-2974



# 4月の診療案内

受付時間(午前)8:15 ~ 11:00  
(午後)0:30 ~ 3:00  
診療開始(午前)9:00 ~  
(午後)1:30 ~

病院敷地内は  
全て禁煙です。

**町立別海病院**  
☎(代表)75-2311  
<http://betsukai.jp/blog/bhp/>

| 診療科目                                                                         | 診療時間 | 月          | 火          | 水                | 木          | 金                | 備 考                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------|------|------------|------------|------------------|------------|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>内 科</b><br>院長 西村 進<br>名誉院長 今村 洋<br>内科医長 鈴木 英雄<br>内科医長 宮西 秀二<br>内科医長 高橋 幸成 | 午 前  | 今 村<br>鈴 木 | 西 村<br>鈴 木 | 今 村<br>鈴 木       | 西 村<br>高 橋 | 今 村<br>鈴 木       | <ul style="list-style-type: none"> <li>午前中の内科診療を、全日2診体制で実施しております。</li> <li>禁煙外来は予約制となっております。詳しくはお問い合わせください。</li> </ul> |
|                                                                              | 午 後  | 西 村<br>高 橋 | 鈴 木        | 宮 西              | 今 村        | 宮 西              |                                                                                                                        |
|                                                                              | 夜間診療 | —          | —          | 今 村              | —          | —                | 受付時間は午後5時15分～6時30分です。<br>診療開始は午後5時30分からです。                                                                             |
| <b>外 科</b>                                                                   | 午 前  | 休 診        | 出張医        | 出張医              | 出張医        | 出張医              | 毎週月曜日・水曜日午後の診療は出張医到着後午後2時頃からの診療となりますので予めご了承ください。                                                                       |
|                                                                              | 午 後  | 出張医        | 休 診        | 出張医              | 休 診        | 休 診              |                                                                                                                        |
| <b>産 婦 人 科</b><br>副院長 山内 修<br>産婦人科医長 佐藤 正樹                                   | 午 前  | 佐 藤        | 山 内        | 佐 藤              | 佐 藤        | 山 内              | <ul style="list-style-type: none"> <li>4月から外来体制が変更となる可能性がありますので、窓口やホームページ等でご確認ください。</li> </ul>                         |
|                                                                              | 午 後  | 山 内        | —          | —                | 山 内        | 山 内<br>又は<br>佐 藤 |                                                                                                                        |
| <b>小 児 科</b><br>小児科医長 高橋 晶子                                                  | 午 前  | 高 橋        | 出張医        | 高 橋<br>又は<br>出張医 | 出張医        | 出張医              | <b>【木曜日の午後について】</b><br><ul style="list-style-type: none"> <li>一般診療は休診です。</li> </ul>                                    |
|                                                                              | 午 後  | 出張医        | 高 橋        | 出張医              | 予防接種       | 出張医              |                                                                                                                        |
| <b>精神科・心療内科</b><br>医師 浮田 充                                                   | 午 前  | —          | 浮 田        | —                | 浮 田        | —                | ※原則予約制です。予約がない場合お待ちいただくこともあります。                                                                                        |
|                                                                              | 午 後  | —          | 浮 田        | —                | 浮 田        | —                |                                                                                                                        |

## ●出張医による診療科

| 診 療 科                | 日 付    | 時 間   | 担 当 医 師                      |
|----------------------|--------|-------|------------------------------|
| <b>皮 膚 科</b>         | 8日(金)  | 午前・午後 | たか だ とも あき<br>高田 知明 医師(札幌医大) |
|                      | 22日(金) | 午前・午後 | よこ やま けい こ<br>横山 佳子 医師(札幌医大) |
| <b>耳 鼻<br/>いんこう科</b> | 11日(月) | 午前・午後 | こ う みつる<br>郷 充 医師(札幌医大)      |
|                      | 12日(火) | 午前    |                              |
|                      | 25日(月) | 午前・午後 | せ き のぶ ひこ<br>関 伸彦 医師(札幌医大)   |
|                      | 26日(火) | 午前    |                              |
| <b>小児神経科</b>         | 6日(水)  | 午後    | た ち のぶ ただ<br>館 延忠 医師(札幌医大)   |

出張医による診療科は、天候・交通機関等の理由により診療開始が遅れる場合や休診となる場合もございますので予めご了承ください。

## ■募 集

町立別海病院では、看護師を募集しております。詳細はホームページをご覧ください。  
ホームページアドレス  
<http://betsukai.jp/blog/bhp/>



放射線技師からの説明を熱心に聞く小学生

## 病院だより

### 小学生のジュニアナース体験!

町内の中春別小学校の児童9名が、2月24日(木)「ジュニアナース体験」のため本院を訪問いたしました。

今回のジュニアナース体験では、レントゲン室やCT室、薬局などの見学や、病棟での車いす移乗・血圧測定体験、赤ちゃんやお年寄りとのふれあいの場が設けられました。

今回の体験を通して、看護師の仕事に関心を持つ児童のみなさんが将来の目標を定める手助けになれば幸いです。

べっかい  
歳時記

春の雷というものの物凄し  
谷口智子

歳時記では春雷は夏の雷のような激しいものではないと  
あるが、いつぞやの春雷は凄まじかった。  
で、忽ちこのような句が生まれる。

今西 青峰

## 人の動き

平成23年2月28日現在（ ）は前月比

人口 / 16,087 ( - 23 )  
男 / 8,056 ( - 7 )  
女 / 8,031 ( - 16 )  
世帯数 / 6,297 ( - 10 )  
外国人 / 169 ( + 11 )

出生 10 死亡 20 転入 33 転出 35  
その他 - 1

## 交通事故発生状況

( ) は平成23年1月からの累計

発生 1件 ( 2 )  
死者 0人 ( 0 )  
負傷者 1人 ( 2 )

## 火災と救急

平成23年  
2月28日現在

( ) は平成23年1月からの累計

火災 2件 ( 3 )  
[死者 0件 ( 0 )]  
救急 50件 ( 85 )  
救助 1件 ( 2 )  
ドクターヘリ搬送  
3件 ( 5 )

## AEDの取扱講習について

現在、別海町では50ヶ所以上の公共施設等にAEDを設置しています。  
消防署では、AEDの取扱を含めた救命講習を行っています。  
AEDを効果的に活用するために、取扱講習をお勧めします。  
(別海消防署 75-0366 救急係)

別海町・中標津町はこのコンサートを応援しています。

# 倍賞千恵子・小六禮次郎

## ふるさとコンサート

～大好きな故郷で芸能デビュー50年記念～

ふるさとコンサート  
特別プログラム  
倍賞千恵子  
倍賞千恵子さんはダンスの才能に  
溢れ、そのダンスの才能  
が、その後の芸能界に  
大きな影響を与えました。

小六禮次郎  
小六禮次郎さんは、その音楽の才能  
が、その後の芸能界に  
大きな影響を与えました。

6/29水 開場18:30～開演19:00～

中標津町総合文化会館 しるべとホール

全席指定 全席3,000円 / A席2,000円 / B席(2F)1,000円

中標津町総合文化会館 しるべと  
別海町中央公民館

中標津町総合文化会館 しるべと  
別海町中央公民館

## 献血のお知らせ

平成23年度・第1回献血を実施いたします。

右記の日程で移動  
採血車「ひまわり号」  
が町内を巡回します。



※陸上自衛隊別海駐  
屯地の献血は、自衛  
隊員を対象として  
あります。

大変申し訳あり  
ませんが、一般の方  
はご遠慮ください。

| 実施月日    | 実施場所            | 実施時間        |
|---------|-----------------|-------------|
| 4月5日(火) | 根室地区農業共済組合      | 9:00～10:30  |
|         | J A道東あさひ本所兼別海支所 | 12:00～16:30 |
| 4月6日(水) | 別海町役場           | 9:00～11:45  |
|         | 中春別農業協同組合       | 13:00～14:30 |
| 4月7日(木) | J A道東あさひ上春別支所   | 9:00～11:00  |
|         | 明治乳業(株)西春別工場    | 13:00～14:30 |
| 4月8日(金) | 森永乳業(株)別海工場     | 15:00～16:30 |
|         | 陸上自衛隊別海駐屯地(※)   | 9:00～12:00  |
|         | J A道東あさひ西春別支所   | 13:30～16:00 |

問合せ／日本赤十字社別海町分  
別海町別海西本町36番地(別海町社会福祉協議会内)  
TEL (0153) 75-2148

## お誕生・結婚

2月28日  
届出分まで

## ご結婚おめでとう

氏名 住所

吉野 朋博・今井佐都美さん (別海)

小野寺祥章・伊藤 三紀さん (別海)

有野 慎二・渡部 沙織さん (西春別駅前)

※戸籍届出時に窓口で承諾された方々のみ掲載しています

## お誕生おめでとう

| 氏名               | 保護者  | 住所      |
|------------------|------|---------|
| 船山 明愛 (めい) ちゃん   | 女 良  | (西春別駅前) |
| 大友 創介 (そうすけ) ちゃん | 男 直也 | (別海)    |
| 國友 麻桜 (まお) ちゃん   | 女 浩次 | (別海)    |
| 鎮守 咲喜 (さき) ちゃん   | 女 貞嘉 | (別海)    |
| 大畠 翔太 (しょうた) ちゃん | 男 重行 | (別海)    |
| 金澤 羽那 (はな) ちゃん   | 女 達也 | (西春別)   |
| 水沼 介慈 (かいじ) ちゃん  | 男 圭介 | (奥行)    |



◆東北地方大震災―被災された方々へ心からお見舞い申し上げます。

先日起こった大震災の被災状況が、メディアを通じて報道されています。食糧や医療品はもちろん、衣料や毛布も不足しているとのことでした。報道をみると、小さな子どもたちが「水を求めて…」「怖さに怯えている…」などの情景を見ると涙が溢れました。

被災された方々の心痛は計り知れないものだと思います。災害は、いつ起きるかわかりませんが、常に「今、普通の生活ができていないことに感謝しながら生活していきたい」と思います。(YF)

## コーヒープレイク